

厚岸町議会 第2回定例会

平成22年6月24日

午前10時00分開会

- 議長（南谷議員） ただいまより平成22年厚岸町議会第2回定例会を続会いたします。

- 議長（南谷議員） 直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

- 議長（南谷議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、11番、大野議員、12番、岩谷議員を指名いたします。

- 議長（南谷議員） 日程第2、昨日に引き続き一般質問を行います。
初めに、10番、谷口議員の一般質問を行います。
10番、谷口議員。

- 谷口議員 おはようございます。
本定例会一般質問に当たりまして、通告しておりました2項目について質問をいたします。
まず1点目は、介護保険等についてであります。
一つは、特別養護老人ホームの心和園が完成し、その入居が進められました。この結果、新入所者の内訳がどのようなになったのか。さらに、現在、待機者はどのような状況にあるのか、説明をお願いいたします。
二つ目は、グループホームの火災が全国で相次いでおりますけれども、町内のグループホームの安全対策はどのようなになっているのか。防災、消火及び当宿直体制はどのように行われているか、お伺いをいたします。さらには、防災、消火訓練等がどのように行われているか、お伺いをいたします。
三つ目は、ひとり暮らしの高齢者等がふえております。見回り、ヘルパーなどのネットワーク、あるいは支援づくりが急務になっておりますが、厚岸町の支援体制は現在どのようなになっているか、今後の計画とあわせてご説明をお願いいたします。
二つ目は、在沖縄米海兵隊の訓練と、さらなる海兵隊の訓練等の全国への分散についてであります。
一つは、8日までの矢臼別演習場での県道104号線越えの実弾砲撃訓練が、今回はどのように行われたのか、その内容について説明をお願いいたします。
二つ目は、今回の訓練で火災が相次いで起こっておりますが、町への連絡と町の対応がどのように行われたのか、説明をお願いいたします。きのうの行政報告にはありま

したけれども、さらなる説明をお願いいたします。

三つ目は、5月28日、日米共同発表が前鳩山政権のもとで行われ、沖縄普天間基地の沖縄辺野古への移転と、鳩山前首相は、米軍基地・訓練の全国での受け入れを求め、その後、誕生いたしました現菅政権においても、その路線を進めることを明らかにしておりますが、矢臼別演習場へのヘリコプター訓練の移転は認めることができないと考えますが、町長の見解をお伺いいたしまして、私の1回目の質問といたします。

よろしくをお願いいたします。

●議長（南谷議員） 町長。

●町長（若狭町長） 10番、谷口議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の介護保険について、初めに、特別養護老人ホーム心和園の増床による新入所者の内訳はどのようになっているのか。また、待機者の状況はどのようになったかについてであります。心和園の増床によります新入所者、すなわち個室ユニット型施設への入所者は、6月18日現在で18名のうち17名の入所となっており、1名の空がありますが、入所の手続中に、疾病により退院のめどが立たなくなったことによるものでありまして、できるだけ早い時期に満床にすべく対応中であります。

また、ユニット入所者の内訳は、全員厚岸町に住所を有する方で、男性5名、女性12名となっており、多床室からユニットへの施設内入所者の移動は、男性1名、女性2名の3名であり、移動理由は、ご本人並びにご家族の希望によるものであります。

現在、多床室、ユニット合わせた入所定員は68名であります。入所者数は67名で、介護度別では、介護度2から3までの方が8名、4から5までの重度の方が59名となっており、入所されるまでの待機年数は、3年未満の方が56名、3年以上の方が11名となっております。町内外別では、1名だけ旧措置時代に釧路からの入所者がおります。

さらに、待機者の状況であります。現在95名の待機者がおり、介護度別では、介護度1から3までの方が62名、4から5までの重度の方が33名という内訳になっております。待機年数は、3年未満が75名、3年以上が20名であります。平成21年12月に意向調査を行った時点では109名の待機者がおり、人数的には17名の緩和が図られたこととなります。

次に、町内グループホームの安全対策についてのうち、防災消火及び当宿直体制はどのようになっているかについてであります。厚岸町内の認知症対応型共同生活介護施設、いわゆるグループホームは、9床を1ユニットとして、3ユニット27床で運営されております。介護従事者の配置基準は、常勤換算で、日中は利用者3人に対して1人以上、夜間・深夜は1ユニットにつき1人以上とされ、町内グループホームでも、この基準に基づく防火・安全対策に係る計画により、日中3名、夜間・深夜1名の配置が確保されているところであり、消火設備については、厚岸消防署の指導、点検のもとに、消火器はもちろんであります。自動火災報知器、火災通報装置、スプリンクラー設備を整備しております。

火災を想定した避難訓練は年2回の実施で、消防署や地域自治会との連携による消火・避難支援の体制も構築されております。4月26日には夜間の火災を想定した通報・消火・避難訓練が実施され、夜勤体制の中での役割の再確認や近隣住民の駆けつけ支援など大

規模な訓練が行われているところであり、町としては今後も事業所や関係機関と連携しながら、利用者の安全確保を図ってまいります。

次に、ひとり暮らしなどの高齢者世帯の増加に伴う支援づくりについて、厚岸町の支援体制はどのようになっているかについてであります。ご質問にあります見回りヘルパーのような声かけ支援や安否確認で申し上げますと、地域包括支援センターを中心に、支援が必要な高齢者の実態把握を行い、介護サービス事業者や民生児童委員の皆さんとのネットワークによる情報把握により、介護予防生活支援として、緊急通報システムの設置、生活管理指導ヘルパーの派遣、ハートコール事業など、日常生活を送るために支援が必要な高齢者の方々への支援を利用させていただいております。

これらの事業は、元気な高齢者の方は対象外でありますことから、質問者の言われるひとり暮らしの高齢者などの全体を網羅しているものではございません。高齢化社会が進む中では、地域コミュニティーの推進がますます重要になってまいります。安心・安全な日常生活を送ることができるよう、地域で支援できること、行政が支援・連携できることの具体策について、お示しする必要が有ると考えております。

今年度は、地域福祉計画の策定の年であります。高齢者世帯の見回り、声かけを含め、自治会など地域の活動との連携について、今年度中に、より具体的な方針をお示しさせていただき、自治会など地域の皆さんのご支援をお願いしたいと考えております。

続いて、2点目の在沖縄米海兵隊の訓練と、さらなる海兵隊の訓練などの分散についてのお尋ねですが、まず、8日まで矢臼別演習場での訓練内容はどのようなものであったのかについてであります。本年4月27日付で、北海道防衛局長から米海兵隊による矢臼別演習場での実弾射撃訓練実施の通知を受けたところであります。

その内容についてであります。規模は、1個砲兵大隊、人員、約430名、車両、約100両。期間は、5月26日から6月9日までのうち日曜日を除く10日間。射撃時間は、午後4時30分から午後7時までの間を除く午前8時30分から10時までの間。砲種及び砲数は、155ミリ榴弾砲12門。ヘリコプターについては、陸上自衛隊ヘリコプターによる安全確認のための偵察等に使用するものとして、期間は5月中旬から6月中旬までの間として実施したものであります。

そのほか、5月18日に北海道防衛局が訓練支援のため矢臼別演習場内に現地対策本部を設置、19日に米海兵隊の先発隊が到着、20日から21日にかけて本隊第1陣及び第2陣が、22日に装備品が矢臼別演習場に到着、25日にはブリーフィングを矢臼別演習場内の廠舎内で実施された後、28日から6月8日までの間で5月30日と6月6日を除く10日間、実弾射撃訓練が行われ、うち夜間射撃訓練は6月8日を除く9日間実施され、発射弾数は1,799発であったとの報告を受けております。

次に、今回の訓練で火災が相次いで起こっているが、町への連絡と町の対応はどのように行われたのかについてであります。町への連絡は、矢臼別演習場内の北海道防衛局現地対策本部から、その発生時刻と鎮火の時刻をファクスと電話連絡により行われ、6月1日と7日及び9日に、同現地対策本部から担当者が町を訪れ、直接、野火の発生状況などの説明を受けたところであります。

町の対応については、厚岸町米海兵隊実弾射撃訓練にかかわる庁内連絡会議設置要綱に基づく連絡会議を設置し、同訓練に対する対応についての連絡体制、任務分担などを

定め、今回の野火発生にかかわる対応については、同会議の総務班がその対応に当たってきたところであります。

次に、5月28日、日米共同発表で沖縄普天間基地の沖縄辺野古への移転と、鳩山前首相は米軍基地・訓練の全国での受け入れを求め、その後誕生した菅政権においても、その路線を進めることを明らかにしているが、矢臼別へのヘリコプター訓練の移転は認めることができないと考えるが、町長の見解を伺いたいについてであります。鳩山前首相が去る5月27日に開催された全国知事会に出席し、その席上で「訓練を県外に移すことは可能か、考えてみようという気持ちを示してもらえればありがたい」と延べ、沖縄普天間基地で実施されている訓練の一部について、全国分散に協力を要請し、これに対し全国自治会は、「政府から熟慮された具体的な提案があった場合には、関係市町村や住民の理解を前提とし、地域の歴史的経緯を踏まえつつ、今後とも真摯に対応していく考えである」との見解をまとめたことについては承知をしておりますが、現在まで、政府あるいは北海道から当町に対し、具体的な提案、あるいは打診などは、直接的にも間接的にも一切ないところであり、私といたしましては、このような状況の中で、当該訓練移転の受け入れの是非について見解を述べることは適切でないと考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

以上でございます。

●議長（南谷議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 ただいま町長からご答弁をいただきました。

それで、まず初めに、特別養護老人ホームの入所状況についてはわかりましたけれど、ある意味、心和園、あるいは特別養護老人ホームへの入所者が、100名までいったのが現在は95名の待機者になったということを見ると、長いスパンで考えると、結果的にはほとんど減らないで、できたことによる若干の横ばいになったというふうに考えるのが相当なのかなというふうに思います。

それで、今回、待機期間を、95名について資料を出していただきましたけれども、依然として、5年、6年、あるいは8年になっても入所ができないというような人が、重度であるにもかかわらず待機を余儀なくされているというのが現状ではないのかなというふうに考えるわけですが、結果的に、こういう待機状況をつくり出しているその原因は、厚生労働省、国が示している施設の対策基準があると思うんですね。これによって、入所要望があるにもかかわらず施設をつくることができないというふうになってきているのが現状だと思いますけれど、そういうことでよろしいのでしょうか。

●議長（南谷議員） 特老ホーム施設長。

●特老施設長（桂川施設長） 長いスパンで考えますと、今おっしゃられるとおり、これからはやはり待機者の緩和に向けては町としては考えていかなきゃなんないだろうと思います。ただ、長く待機されている方の状況なんですけど、基本的には、我々としては、入所についてはどうですかというふうに伺って、もう少し介護を家族でしたいとか、

いろんな事情がありまして、一応申請は出てますが、そういう中で長くなっているという状況であります。

●議長（南谷議員） 保健介護課長。

●保健介護課長（久保課長） ご質問者のほうから、国の施策基準の問題でお話ございました。平成21年度から第4期の計画でスタートしてはありますが、おっしゃられます国の参酌基準、介護2以上の対象者の37%というのがございます。それで、釧路圏としましては、この参酌基準に基づいた施設整備というものの枠がございまして、その中で、特養だけではございません。グループホームも、それから老健施設も含めた中の施設整備というものが現在進められております。

おっしゃられますように、居宅での生活が苦しくなってきたなという方々がすべて何らかの施設に入所されるという前提で申し上げますと、施設そのものは全く足りないという言われ方になりますけれども、介護保険制度そのものの中では、施設入所だけではなくて、居宅の中でいかに日常生活を支援していこうかというサービスも含めた中での計画推進、サービス提供ということになっておりますので、厚岸の心和園の待機者の数だけで判断されますと、介護1から入所の申請ができるという中では、95名というまだ待機者がいらっしゃる。その中でも介護度4以上の重い方々が、ご家庭の、今、施設長のほうからも話がありましたが、まだ自宅で介護ができるという方々も含めての数字でございまして、長い方々がいらっしゃるという中では、厚岸の待機者の数だけ見れば、施設に入りたくても入れないという現象的なものはあるのかなというふうに思いますが、介護保険全体の制度としてそういう仕組みであるということでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

●議長（南谷議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 今、ご答弁いただいたんですけど、この総量規制についてはやっぱり、非常に問題があると思うんですよね。それから、介護療養病床が認められなくなっているということによる待機者というのは、今後も、減っても増えることはないのかなというふうに思うんですよ。それで、結果的に、これは申請者だけの、あらわしてまずよね。ただ、町なかでは、今、80人も90人も、聞いたときに100人を越えたみたいだというような話をすると、結果的には入れないものだというふうにもう思っちゃって、申請もしない人も沢山いるんですよね。ですから、申請の後ろにまだまだ、できればそういう方向に向かいたいなという人もいることも、やっぱりきちんとつかんでいくことが大事ではないのかなというふうに思います。

それで、参酌基準については、最近なんですけど、6月15日の行政刷新会議で、規制制度改革に関する分科会第1次報告書で、この参酌基準の撤廃を可能にするように持っていくべきではないのかというようなことが決まったというふうに言われているんですよね。これはですから、制度化されるのはまだまだ先のことになるかと思っておりますけれど、厚生労働大臣の参酌基準の撤廃については、前向きな見解を示しているというふうに思

うんですよね。ですから、そのあたりについては、きちんとした方針が出た段階では対応して行ってほしいなというふうに考えるんですが、いかがでしょうか。

●議長（南谷議員） 保健介護課長。

●保健介護課長（久保課長） 介護保険の計画そのものは、平成24年に向けて、新たな施設整備も含めた計画づくりというのが入ってまいります。今、議員お話しのように、刷新会議での状況等もございます。必ずしも厚岸町のように町が運営をする施設ということばかりではなくて、民間の新たな参入も含めた中でのサービス整備ということになってまいります。

現時点で、どの施設が厚岸町に、次の計画の中で整備を予定をしているとの具体的なお話はございません。噂だけでは若干聞いている部分もあるんですが、不確定なお話でございますので、ちょっとこの場では具体的に申し上げられない部分でございますけども、次期の計画づくりの中で、今言ったような国の大きな動きの中で、省庁そのものが見直しがされ、施設整備が進んでいくということになれば、それに沿った計画づくり、もちろん、ニーズというものもございます。施設に入りたいというニーズも含めた中で整備計画というものになってくるというふうに認識をしております。

●議長（南谷議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 一つ、その方向できちんとした対応をとっていただきたいなど。

それから、指摘しておきたいんですけど、特別養護老人ホームのホームページを見てみたんですけど、更新されていないんですけど、これは新しく、去年何か、全部システムを変えたわけでしょう。こういうのはどんどん更新できるような状況に、担当のほうではどういうふうになっているんですか。ちょっとお伺いしたいんですが。

●議長（南谷議員） 特老ホーム施設長。

●特老施設長（桂川施設長） ホームページにつきましては、今おっしゃられるとおり、まだ更新はしていませんが、早急に整備いたしまして、更新したいと思います。

●議長（南谷議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 とぼっちりで悪いんですけども、こういうのはほかのところもあるんですか。

●議長（南谷議員） 総務課長。

●総務課長（佐藤課長） ホームページに関する件について、統括している課としてお答え申し上げます。

ホームページをリニューアルしてから、それぞれの課から、こういう更新、こういう

内容を変更したいというものが当課に今現在参ってまいります。その際に、厚岸町全体としてのホームページの、いわゆる統一した物の書き方だとか、そういうものを統一すべきことに基づきまして、各課から来たものを全部、今、総務課でチェックをして、例えば「あります」を「ございます」とか、そういう調整をして、今、上げている最中でございます。各課で緊急でそういうものを更新されたいというものは、それはもうすべて、その場で受けて更新されています。

今、システムは、答弁申し上げましたが、その更新の準備をしているということで、その更新の内容が当課のほうに届かなければ、私どものほうで心和園の内容については、詳細を承知しておりませんので、どのように更新すればいいのかわからないものですから、現在のところ更新になっていないということでございますので、ご理解賜りたいと存じます。

●議長（南谷議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 ホームページのことはいいです。あと、予算か何かでもう少しお伺いいたします。時間ももったいないので。

次に移りますけど、グループホームの問題ですが、厚岸町のグループホームについては、結果的に1ユニット1人を、夜間の担当者を張りつけてあるというふうに考えていいんだと思いますけれども、今回、4月26日に行われた訓練の内容なんですけれど、これについては、入所者は認知症ですよ。そうすると、例えば火災が発生したという場合に、そういう人たちがどこに待機をする、あるいはどういう移動をさせるということが、夜間、一つのユニットで1人ということになりますと、最低でも3名。一つのユニットに1人しかいない場合には、そういう場合には、ほかのユニットにいる人たちが臨時的に駆けつけて対応するのか、それとも待機している職員を緊急に呼び出すまで1人で対応しなければならないものなのか。

それから、地域とのかかわりというふうに説明されておりますけれど、地域の人たちがこういう場合に、避難させたお年寄りの方々を介護をするようなシステムだとか、そういうものもできているのかどうなのか、ちょっとご説明をお願いいたします。

●議長（南谷議員） 保健介護課長。

●保健介護課長（久保課長） グループホームの防火・消火訓練の対応についての再度のお尋ねでございます。

その前に、3月に発生しました札幌のグループホームでの大きな事故、火災を原因とします死亡事故に伴いまして、私ども3月25日に北海道と共同での緊急点検というものを実施をしてまいりました。その段階で、設備上の問題、それから人員配置の体制等の点検をさせていただいてきております。それで、その時点で防火・消火に関する、避難行動に対する計画書そのものも提示をしていただきまして、お話のように4月の26日に3ユニット分の防火避難訓練を実施をしたということで、議員おっしゃられますように、厚岸町の場合、幸いにして、ごく近いところに三つのユニットが設置をしているという

意味では、札幌と状況が違いまして、夜間、ユニット1名の配置体制の中で火災が発生したという場合には、隣のユニットからの応援体制というものを前提にした計画がつくられております。それで、発生もとの職員につきましては、初期消火、それから、初期消火が失敗した場合には消防署に、通報システムを使った中で通報する。それで、隣のユニットに通報して、隣の夜勤者に入所者の避難も含めた避難行動を実施をしていくという体制が組まれているわけでありまして。実際に、入居している部屋からシーツのようなものを使って1人で外に避難をさせるという訓練も、4月の段階では行われております。

それで、消防のほうからの指摘事項も含めてございましたのは、おっしゃられますように、入所者の方、認知症をお持ちの方でございますので、火災が発生していないユニットのほうについては、近隣の職員が駆けつけるまでは玄関の閉鎖等の対応をして、入所者がパニックを起こして外に出て行方不明になるというようなことを想定をした中ではそういった対応も、短い時間の対応になりますけれども、必要ではないのかというような講評もございました。

それで、近隣住民の支援体制の部分でございますが、二つのユニットのほうの施設につきましては、近隣の住民10名で支援を組むという体制が今組まれております。それから、1ユニットのほうは6名の住民が支援体制に入るという体制を組んでおりまして、これは、消防に火災発生の通報と同時に支援する住民の家の電話に個別に順番に連絡が入るというシステムを導入しておりまして、よしんば最初のうちが不在で電話に出られないということになりますと、自動的に次の家に転送されていく。自宅にいらっしゃって、通報を受けて電話を切った時点で、また同じように次の登録されているところに電話がつながっていくというようなシステムを導入しておりまして、こういった体制の中で、門静自治会の協力をいただきながら支援をしていくということになっております。

4月26日の訓練の際には、具体的に住民の方が入居者の居室からの避難ということまではしておりませんが、職員が対応する部分での訓練を目の前で実践として見せていただいたという訓練でございました。今後の中でも、ホームとしましては近隣の住民の方々との連携というものを重視しながらやっていきたいということで伺っているところでございます。

●議長（南谷議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 簡便に答弁、済みません、お願いいたします。時間がそうないので。

それから、最後の見回りの、ひとり暮らし等のお年寄りの問題でありますけれども、町がさまざまなことをやっただいていただいているわけですが、そういいながらも、オレオレ詐欺に類するようなことが頻繁に起きているわけですね。厚岸でどのくらいあるかはわかりませんが、家族がいても、そういうのに引っかかってしまうという場合もあるみたいですが、結果的にやっぱり、ひとり暮らし、あるいはお年寄りだけの世帯だとか、中にはなかなか相談できない人たちもいるみたいで、そこに電話がかかってくると、そういうのについつい通帳を持って銀行に走るといったようなことがあるようでもありますけれども、非常に、今、お年寄りをどうやって守っていくのかという点では、

役場の担当のほうでも非常に苦勞されているのではないのかなというふうに思うんですね。

それで、このシステムを設置されているうち、あるいはいろんな方とのコミュニケーションがとれている方と、それから外れているような人がいないのかなのか、そこが一つは大事なことでないのかな。どんなことを誘っても出てきてくれないとか、そんなのはいって断ったり、そういう人っているのかいないのか、その辺はどうなんでしょうか。

●議長（南谷議員） 保健介護課長。

●保健介護課長（久保課長） お答え申し上げます。

議員のほうから3月にも、高齢者対策についてということで、地域における高齢者世帯の見回り、かわわりという部分でのご質問をいただいております。言われておりますように、自治会の行事でありますとか、行政や社会福祉協議会がさまざまな事業をやっている中で、参加いただける方については情報把握できますけども、出てこられない方につきましては、おっしゃられますように、行政も地域もなかなか実態把握ができないというところがございます。それをすべて行政が把握できませんかというお話になっても、なかなか、ご相談に来られない、周りにも相談されないという中では、全体を把握するという点については非常に困難な状況だというのは推測されたとおりでございます。私どもも、実態把握の中でどうすべきかというところの課題を持っておりますけども、やっぱり一番早いのは、地域にいらっしゃる隣組みたいなコミュニティーができ上がっていくということが大事だというふうに思っておりますので、町長が答弁した中での地域福祉計画づくりの中ではそういった視点も大事にしながら、地域のお話もいただいて、お示しできるものをつくっていきたいというふうに思っております。

●議長（南谷議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 もう時間がなくなりましたので、最後の海兵隊の問題について質問をさせていただきます。

今回の訓練が5月から6月にかけて行われておりますけれど、ブリーフィングがありましたよね。それで、その内容の中で、規模について質問しました。その中で、今回、1個砲兵大隊で人員が430名、車両が100ということで、榴弾砲は12門ということで、そういう内容なんですけど、海兵隊の訓練の分散実施に当たって、受け入れ条件を示した中には、人員は300名、それから車両は約60両というのが条件であったはずであります。そういう内容でお話をいたしました。ところが、訓練する人が、大隊長が答えるには、訓練するのは受け入れ条件にぴったり合っているんだと。あとは後方支援だと言うんですね。ですから、130名と40両の車両は後方支援だということなんですよ。

それで、訓練の内容について今、説明されましたけれども、受け入れ条件がだんだん反故にされてきているのではないのか。初めは実弾砲撃訓練だと言っていたのが、小火器の訓練も今度はやると。それから人員は、後方支援も含めてこういう人数になってい

くと。なし崩し的な訓練の拡大については、やっぱり私は容認できないというふうに思うんですが、そういうことでいいのかどうなのかということなんですよ。

それから、訓練の受け入れをしたことによって、あるテレビ局が各自治体、あるいは議長等にアンケート調査をしたという中で、厚岸町長が受け入れてよかったというような回答をされているということが報道されていたんですが、その真意は何だったのか、ちょっと教えていただきたいと。正しい報道だったのかどうだったのかも含めて説明をお願いいたします。

それから、今回の野火の発生ですけど、これは異常ではないのかというふうに思うんですよ。今までの訓練で一度も起こったことがないのが今回は5回も発生しているということで、隣接する国有林、パイロットフォレストは、昭和47年だったか49年だったかな、大規模な火災が発生しているんですよ。それ以来の火災が、これでは起こる可能性があるんじゃないのかと。そして大隊長は、もう訓練に火災はつきものだと。これは、県道104号線越えのキャンプ・ハンセンでの訓練で、恩納岳にどんどん大砲を撃ち込んだときは毎日火災が起きていたんですよ。ですから、言ってみれば、もう火災を起こすのが訓練なんだというようなことになるんじゃないのかということを見ると、非常に私は、人のうちに土足で踏み込んできて、好き勝手なことをやっていって帰っていくというような訓練は、認められないんじゃないのかなというふうに思うんですけども、これについてどういうふうに考えているか、さらに、今後どういう対応をされるのか、お伺いをいたします。

それともう一つ、最後なんですけど、普天間基地の問題が、依然として、これは解決のめどが立たないというのが実情ではないのかと。日米の共同合意が、発表はされているけれど、実現するのは非常に薄いというその一方で、全国への基地の、あるいは訓練の分散を今後要求してくるんじゃないか、あるいは地元代表と言われる国会議員の中には、もう矢白別演習場で2クオーターの訓練を受け入れるのも、もういいんじゃないかというようなことまでテレビ等で発言されておりますよね。そういうことを私は、沖縄でいらないものは日本のどこでもいらないんですよ。そういう立場に立つべきではないのかなというふうに考えますが、町長の見解をお伺いしたいというふうに思います。

以上です。

●議長（南谷議員） 町長。

●町長（若狭町長） 私からお答えをさせていただきます。

まず、あるテレビ局というアンケート調査のほうからお話をさせていただきます。

多分、HTBじゃないかと思います。私はそれだけしか回答しておりません。多分、そういうことじゃなかろうかと思いますが、受け入れしてよかったという報道があったということでありますが、そういう質問は一切ございません。どういう報道があったのか私は承知しておりませんが、回答については一切しておりません。その質問も、またないですということをお答えをさせていただきます。

それと、野火の問題、事故の問題なんですけど、実は私も強い怒りを禁じないわけでありまして。なぜかといいますと、5月14日に矢白別演習場関係機関連絡会議におきまして

も、北海道防衛局に強く安全ということを要請をいたしております。その他の課題がありますが。さらにはまた、5月24日、演習に当たりまして、米海兵隊のウェスターという大隊司令官が役場を訪れました。その節におきましても、訓練は今回で11回目を迎えると。今までは事故はなかったと。しかしながら、地域住民との信頼関係が一番大事であると。事故のないように、安全第一で訓練をお願いしたいということを強く要請をさせていただきました。その節においても、わかりましたと、当然のことですというお話を承っておるわけでありまして。しかしながら、演習期間中に5回の野火の発生があったということについては、本当に怒っておるわけでありまして。原因究明においても、徹底的にしなければならない、そのように考えております。

さらにはまた、ご承知のとおり、沖縄は昨日23日、沖縄戦終結から65年を迎えましたが、現在、国土を0.6%を占めるに過ぎない沖縄県に在日米軍基地の75%まで集中していることを考えみるに、過剰な負担の軽減が必要であることを私も理解をいたしております。

平成9年の矢臼別演習場における沖縄県道104号線越え米海兵隊実弾射撃訓練の分散実施について、厚岸町の受け入れ決定までさまざまな曲折があったと伺っております。そういう中で、町は苦渋の選択により受け入れを容認したものであると理解をいたしております。私は、沖縄県の負担軽減のために一定の貢献はしている、そのように受けとめておるところでございます。

●議長（南谷議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 あと何分ありますか。

●議長（南谷議員） 5分30秒ぐらいあります。

●谷口議員 今、町長からご答弁いただいたんですが、そうすると、テレビ局のアンケート調査には答えていないということなんでしょうか。今、回答していないというふうに聞いたんですが。

●議長（南谷議員） 町長。

●町長（若狭町長） そういう内容の質問はありませんということでございます。

●議長（南谷議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 どういう内容だったんですか。

●議長（南谷議員） 町長。

●町長（若狭町長） 8問ございますが、ここで、縷縷言うと、ちょっと時間がございます

ので、後ほど提供させていただきます。

●議長（南谷議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 済みません。そうすると、アンケート調査の受け入れをしてよかったという
ようなことはないというふうに理解していいんですよね。

●議長（南谷議員） 町長。

●町長（若狭町長） そういう回答はしておりません。

●議長（南谷議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 今回の海兵隊の受け入れ条件の問題について、ちょっと、きちんとした答弁
がなかったように思うんですけど、できればお願いしたいんですけど時間がありません
ので、この火災の問題、頻発して起きてますよね。5日間も、半分以上、言ってみれば
火事を起こしているというような状況になると、やはり今後の訓練、きっとまた、こ
れから3年ぐらいは続けて行われるんでないのかなということを見ると、今後の実施
についてのやっぱりきちんとした明確な方針、関係期間との連携も含めて出すべきでは
ないのかなというふうに思うんですが、それについてどういうふうに考えているか最後
にお伺いをいたしまして、私の質問を終わります。

●議長（南谷議員） 町長。

●町長（若狭町長） そのことにつきましては、まだ日程は決まっておりますが、矢臼別
演習場関係機関連絡会議の幹事会において、北海道防衛局等の協議をすることになって
おります。今後の訓練において、今回のようなことがありましたならば、私も安全とい
うことが大事でありますので、もちろん、いろいろな原因究明に徹底をさせていただき
たいと、そういうふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと存じます。

（「いいです」の声あり）

●議長（南谷議員） 以上で、10番、谷口議員の一般質問を終わります。

次に、4番、高橋議員の一般質問を行います。

4番、高橋議員。

●高橋議員 私は、平成22年第2回厚岸町議会定例会に当たり、先般通告どおりお尋ねをい
たします。

町長は、本年度の町政執行方針の中で、主要な政策の推進に当たり、自然との調和を
大切にしたいと、安全なまちづくり、まちなか居住を推進するため、湖南地区中心市街

地での町営住宅の事業化に向けて取り組んでまいりたいとのことでありますが、そこで、住宅環境についてお尋ねします。

厚岸町の第5期総合計画、行動計画案にも明記されているところではありますが、総合計画において、まちなか居住に向けた取り組みの推進とあるが、今後のさらなる具体的な計画の進め方について町長のお考えを尋ねるところであります。

次に、公園整備等についてお尋ねをいたします。

都市計画による公園の具体的な整備をどのように考えているのかということでもあります。

利用頻度の少ないところ、多いところ、こういったところの整備をどのように進めていくのかということでもあります。

さらには、公園や校庭での遊具の事故等について、どう防止していこうと考えているのか。

以上の点についてお尋ねをし、初めの質問を終わります。

よろしく願いいたします。

●議長（南谷議員） 町長。

●町長（若狭町長） 4番、高橋議員のご質問にお答えいたします。

1点目の住宅環境について、総合計画において、まちなか居住に向けた取り組みの推進があるが、今後の具体的な計画をどう考えているかとお尋ねでございますが、まちなか居住に向けた取り組みは、高齢化社会に対応した徒歩圏で日常の生活ができる住環境の確保と、生活の利便性にすぐれた立地にある中心市街地の空洞化や空き家の増加を制御し、中心市街地の活性化を促進するための施策であります。

具体的には、厚岸町住宅マスタープランにおいて展開施策を定めており、利便性がよく、まとまりのある住環境づくりを目標とし、まちなか公営住宅の展開、空き地有効活用を図る情報交換と提供の仕組みづくり、及び住宅建設の優遇制度の検討を行っていくこととしており、まちなか公営住宅の展開については、厚岸町公営住宅ストック総合活用計画の見直しを行い、まちなか居住に向けた団地の整備として、湖南地区24戸、湖北地区8戸の計画を持ち、その第一弾として松葉地区に1棟4戸を建設するため、事業期間を平成22年度から平成23年度の2カ年とし、総事業費9,064万円を3カ年実施計画に盛り込み、今年度から事業に着手したところであります。

また、空き地有効活用を図る情報交換と提供の仕組みづくりや住宅建設の優遇制度も、他町村の取り組みなどを参考にしながら随時検討を進めてまいりたいと考えております。

続いて、2点目の公園等の整備についてのお尋ねでございます。

最初に、都市計画による公園の具体的な整備をどのように考えているのかとのことでありますが、都市計画による公園は、都市計画法に基づき都市施設として定められた都市計画公園であり、厚岸町の都市計画公園は、街区公園が8公園、近隣公園が1公園、運動公園が1公園、特殊公園が1公園、合計11の公園があります。

公園の計画は、厚岸町緑の基本計画において計画されており、平成35年度を目標に街区公園を6公園ふやす計画としておりますが、このうち現在までに5公園が整備されて

おります。

公園の整備は、従来までは都市計画公園として都市計画決定を受け、国の補助を受けて整備をしておりましたが、国の補助採択基準が1公園2億5,000万円以上となり、街区公園程度の規模では、事業費からして事業採択が難しい状況であるため、他の事業を模索しながら整備を進めていかなければなりません。多くの地域から既存公園における遊具の更新や、公園がない地域からは公園整備の要望が上げられており、遊具の更新に当たりましては、町の一般財源により更新を行ってまいりましたが、平成21年度は地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業により9公園に17基の遊具を新設し、地域の要望にこたえております。

また、新たな公園づくりとしては、地域の人に愛される公園を地域の人たちとともにつくる協働による公園づくりを実践しており、門静地区において地域の方と計画を立て、平成21年度には財団法人自治総合センターが行うコミュニティ助成事業を活用しながら、町と地域の方と協働作業により工事を行い、公園が完成しております。

残る光栄地区の公園についても、現在、地域の方と話し合いを行い計画を立てているところであり、計画がまとまり次第、門静地区と同様に、コミュニティ助成事業を活用しながら地域の方とともに公園をつくり上げてまいりたいと考えております。

次に、公園や校庭の遊具事故について、どう防止していこうと考えるかとのことですが、事故発生の要因は、遊具の構造、施工、維持管理の不備などの物的な要因と、利用者の不適切な行動や服装などによる人的要因があります。これらの要因を取り除くことが事故防止につながるものであり、国では近年の公園遊具における事故の発生を踏まえ、平成20年8月に都市公園における遊具の安全確保に関する指針を改定しており、現在、厚岸町の公園遊具の安全管理は、この指針により行っております。

具体的には、遊具の安全点検は、月1回の日常点検と年1回の専門技術者による定期点検を行っており、月1回の日常点検は、公園管理者である町の職員で行い、年1回の専門技術者の定期点検は、公園施設製品整備技士または公園施設安全管理士の資格を有する者がいる専門業者に委託しております。点検時に異常が発見された場合は、必要に応じて使用を中止するなどの措置を施し、修繕や、場合によっては撤去する措置を行い、事故防止に努めております。

また、遊具の事故は人的な要因もあり、公園管理者のみで対策を講ずることは難しく、子供の保護者、地域住民が子供の遊び場を見守り、危険な行動に対しては注意するといったことが必要でありますので、遊具遊びに内在する危険性の共通認識を持つよう、安全で楽しい遊び方について普及啓発を行い、町民とともに安全確保に努めてまいりたいと考えております。

校庭の関係については、教育長から答弁があります。

●議長（南谷議員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） 4番、高橋議員のご質問で、2点目の公園等の整備についてのうち、2番目の公園や校庭の遊具事故について、どう防止していこうと考えるかのお尋ねについて、私から学校等における防止対策についてお答えいたします。

全国では、公園等に設置されている遊具で転倒骨折事故や転落骨折事故が発生しており、その都度、文部科学省から情報が発信されてまいります。公園等の遊具と同様の遊具は、学校においても設置されているところから、その安全点検を行うとともに、遊具の安全管理に努めるよう求められております。

厚岸町内の学校遊具につきましては、平成21年度におきまして、町内小学校6校に設置していた18基の遊具を対象に一斉安全点検を行いました。この点検により、一部安全が確保できない4校の7基の遊具は撤去し、4校の10基の遊具を更新し、新たに1校で1遊具を増設しました。このことにより、現在の学校遊具はすべて安全が確保されております。

委員会といたしましては、各学校に対し、遊具の事故は人的な要因も大きいことから、児童や保護者に対しても安全な使用方法の周知を図り、事故防止に努めているところであります。

なお、学校遊具の安全点検につきましては、今後も毎年定期的に、すべての遊具を対象に点検作業を実施する計画でおりますので、ご理解をお願いいたします。

以上でございます。

●議長（南谷議員） 4番、高橋議員。

●高橋議員 まず、都市計画による湖南地区の中心市街地にかかわる問題ですが、湖南地区中心市街地での地域の住民が町営住宅の事業化を本当に望んでいるのかということですが、また、このような主要な施策を打ち出すには、地域の住民との話し合いは十分にできているからこそ着手するんだというふうに理解してよいのか。

私はまず、このような大きな事業を進めるには、何はともあれ地域とのコミュニケーションづくりがまずしっかりと行わなければならないと思うのであります。どんな仕事、あるいはまたどんな事業でもしっかりと話し合い、その事業にかかわる調査研究がまず第一条件に上げられるのではないかとと思うのであります。

厚岸町では、ご案内のように、過去に厚岸町湖南地区まちづくり事業計画なるものを策定し、住宅マスタープランと呈して、平成16年から25年度に向けて住宅の宅地分野における個別な計画として位置づけて、厚岸らしく、よりよい暮らしを育める住まいの住環境の形成を推進することを目的に策定し、計画期間は平成16年から25年度を目標年次とするといいながら、その計画がいつの間にか立ち消えになった経緯があります。私は、この事業計画については、余りにもよくわからないコンサルタント会社の計画に吸収された感は否めないのではないかと指摘をせざるを得ないのであります。

町長は、執行方針の中で、湖南地区町営住宅に取り組みたいと町民との公約をしているのです。事業とは、行動計画案を提出するまでには相当長い時間が必要であり、本当に地域の住民のためになるのかを考えると、まずしっかり先を見据えて取り組んでいただきたいと思うのであります。まちなか町営住宅にかかわる事業化が進むと、地域の住民に与えるメリットについて、できる範囲で具体的に説明を求めたいのであります。

次に、公園についてであります。

町は、第5期総合計画行動計画案、第1節、都市計画・公園緑地、町民と行政が協働

してできること、地域住民と行政が協働して公園整備を進めると語っておりますが、公園とは、公衆のために設けられた遊園地、庭園であり、現在、町内には公園と名のついているところが十数カ所、広場については、町民広場を含めて4カ所ほど、遊園地については、宮園遊園地が1カ所、以上の施設がある中で、年間を通してそれぞれ有効に使われているところはほんの数カ所。例えば松葉憩いの広場、町民広場、子野日公園、このくらいかなということで、この件については、私は3月定例会にもお尋ねをし、見直しについて伺ったところであります。

まず、町民広場について伺います。

ご案内のように、高齢者や子供たちが家族で憩えるように良好な都市景観を形成し、憩いの空間を確保するために、ちょっとしたベンチなどを置き、家族や友人同士で楽しめるようにできないものかと思うのでありますが、この点についてのお考えをただしたい。また、公園として、要件に合わない、必要のないところについては、あるいは利用頻度が余りにも少ないところについては、しっかり見直しをする考えはないのかについても伺いたいののであります。

公園は、あるだけでは意味がないのであります。いいですか。ご案内のように、湖南地区の公園については、ほとんどが野生動物のたまり場ではないのかという指摘もあります。どの公園に行っても、シカ、あるいはまた犬、そういった動物のふん尿が見られます。さらにはまた、公園施設の老朽化が進んでいるところ、あるいは利用頻度が著しく少ない、本当に必要な公園など、地域の住民の協力を得ながら、地域の声をしっかり聞きながら整備することが大事かと思うのであります。

また、遊具などの整備、点検については、先ほども一部町長のほうからご案内がありましたけれども、専門業者に託していると。また、月1回は町の職員が行っている。もちろん、町の職員が行っている場合は、遊具取り扱いの有資格者なのか、この点についてもお尋ねをいたします。

シーズン中、点検は何回ということについては、先ほど町長のほうから詳しく伺いました。最近、ご案内のように、新聞でも報じられているように、公園や校庭での遊具での事故が多く見受けられるように思えるが、当町では問題はないのかというお尋ねに対し、教育長のほうから親切なご答弁をいただき、ありがとうございました。

遊具の点検については、管理者の責務であります。先ほども答弁の中にありましたように、遊び方などによって遊具の状況は日々変わるのであり、日本公園施設業協会では、避けてほしいこととして、まず一つにはふざけながら遊ばないこと。二つ目には対象年齢に合わない遊具をできるだけ使わないようにする。三つ目には、ひものついた服や脱げやすい靴で遊ばないようにする。協会員が製造した遊具には、しっかり対象年齢シールを張っている。当町では、該当する遊具については表示してあるのか、お尋ねをいたします。

公園は、ご案内のように、維持管理費がかかり過ぎるくらいかかるのであります。以上の点から、しっかりそれぞれの施設についての見直しを、あるいはまた管理運営に当たっていただくためにも、以上の点についてお尋ねをいたします。

●建設課長（佐藤課長） 数ある項目でございますので、整理して答弁させていただきます。

まず1点目の、まちなか居住に向けた町営住宅のご質問でございますけれども、地域の方が本当に望まれているのかといったご質問でございました。

町営住宅のまちなか居住の建設に当たりましては、平成20年度に厚岸町住宅マスタープラン、これの見直しを行ってございます。その折、地域住民、町民全体にアンケート調査を実施してございます。それと厚岸町住宅マスタープラン策定委員会を開いてございまして、この委員には各種団体の役員や職員、識見を有する方とか町の関係課長、その他町長が適当と認める者として、委員17名でもった構成をしてございます。その中には、地域の方もございますし、松葉地区の方もございます。そうした全体の委員の意見、それからアンケート調査、この中で一番やはり多いのは、まちなかに公営住宅を建設してほしいというご意見でございました。そうした中で、この施策展開が生まれてきたわけでございます。

それから、湖南地区まちづくり事業計画でございますけれども、これは、以前、松葉地区の地域活性化、商店街活性化に向けた取り組み、これが、土地区画整理事業等がございまして、それが白紙の状態となったと。それではできるものから始めようということ、地域の方と厚岸町湖南地区まちづくり事業計画、これを策定してきたものでございます。この事業計画に基づきまして、松葉町の憩いの広場とか、それから松葉町通りの歩道等の改修等を行ってきております。そして、地域の方はテントまつり等のイベントの開催を行ってきているということでございます。

そこで、湖南地区まちづくり事業計画、この中では、平成15年度に策定しました住宅マスタープランに基づき、まちなか居住を推進していくというふうな考えが事業に盛り込まれたものでございます。しかしながら、平成15年度に策定しました厚岸町の住宅マスタープランでございますけれども、まちなか居住の推進というものだけではなく、住環境づくりについて、多様にわたる施策展開があったわけございまして、社会の情勢や経済情勢、あと芸術的に難しい施策内容等もございまして、また体制的なことから、工事発注等に追われた中では、なかなか施策の検討が進まないといった状況もございました。そこで、平成20年度に、より実効性が図られるように、その施策の見直しを行ったわけでございます。この中で、确实・即効性があるまちなか居住の推進となりますと、まちなか公営住宅の展開でございます。先ほど事前に申し上げました町民の意見、地域からの意見も、ほぼこの意見が多かったものでございます。

この施策を実行するためには、まずは厚岸町公営住宅ストック総合活用計画、これの見直しも図る必要があったわけでございます。このストック総合活用計画といいますのは、公営住宅の建てかえとか修繕を行うための計画でございまして、この計画に基づいて補助事業が採択されるわけでございます。当初の計画は、町営住宅の建設につきましては、現在ある宮園団地の高層住宅を増設するといった考えでございましたけれども、事業費が7億円程度も要することから、事業がストップしていた状況であったわけでございます。そこで、その計画を方向転換しまして、高齢者に優しい、維持管理も容易である、そして建設費も安い木造平屋の住宅をまちなかに建設することで、住宅マスタープランの見直しを北海道と協議を重ねてきたわけでございます。そこで公営住宅のストッ

ク総合活用計画もあわせて20年度に見直しを行いまして、これにより平成21年度に国へまちなか居住に向けた町営住宅の建設の事業要望を行いまして、事業採択を得て、22年度から建設事業に着手する運びとなったものでございます。

一つの施策を検討しまして、実施に至るまでは大変な労力と時間を要しますけれども、今まさにまちなか居住の取り組みが町営住宅建設という形の中で動き出したことをご理解願います。

それから、次に、公園として、利用頻度のないところの見直しを考えたかどうかということでございます。これも、ことしの3月にも同様な質問がございました。

公園は、人々の遊び場だけではなく、災害時の避難場所などの多様な機能を要してございまして、緑のオープンスペースとして存続を図ることが必要でございます。このような趣旨からも、都市公園法の第16条で公園の保存規定が設けられてございまして、みだりに都市公園を廃止してはならないとされてございます。

地域に一番身近な存在であります街区公園、これは、半径250メートルの範囲で設置されるのが理想でございます。それから見ますと、厚岸町としては満足いくような配置には至っていないというのが現実でございます。地域からも公園の遊具や公園の整備の要望も出されているところでもございます。

だれしも小さなころに遊んだ公園といいますのは、大切な思い出の場として心に残っているのではないかというふうに思います。このような公園を、利用頻度が少ないからといって見直しを図るといったことよりも、例えば遊具の更新が必要になったときには、シニア向けの遊具等にして幅広い年齢層に使われるように変えていくと、こういったことも考えられるわけでございます。使われるようにはどのようにしていくかということ、そこの地域の皆様とともに考えていきたいと、このように考えております。

それから、公園の遊具の点検でございますけれども、町の職員らの点検、それは有資格者なのかというご質問でございますけれども、町の職員の点検につきましては、特別な公園の遊具の点検の資格は持ち合わせてございません。そうしたことから、定期的な点検として、年に1回は専門の資格を有する者がいる業者に委託をして点検を行っているということでございます。

それから、遊具の遊ぶ表示はどんなふうになっているのかということでございますけれども、新しく今、更新してきている遊具については、その表示の規定が設けられておりまして、表示をつけてございます。ただ、古い遊具等がございまして、それは以前、まだ表示をするという状態でない遊具でございますので、それについてはまだ表示はされていない状況でございます。

●議長（南谷議員） 管理課長。

●管理課長（須佐課長） 先ほどの質問の中で、学校遊具についての点検の関係、さらには使い方の問題等々がご質問ありました。もちろん、教育長の答弁の中にもありましたように、遊具の使う側の子供たちの遊び方の問題等々がかなり重要になってきておりまして、学校のほうとも連携しながら、遊び方の問題や、さらに使うときの服装の問題、こういったことが事故につながるということが言われておりまして、どういう靴を履くかという

ことも含めて、学校とも連携をして対応させていただいております。さらに、保護者にも、そういった旨の連絡をとりながら徹底をしていきたいというふうに思っています。

安全点検の関係ですが、今、建設課長のほうからも言われましたとおり、日常点検につきましては学校のほうで行っておりますが、そういった専門の資格を持っている者ではございませんので、年1回の定期点検、業者にゆだねる形で定期点検を行ってまいります。

遊具の対象年齢の表示であります。21年度整備した数については、先ほどの教育長の答弁にもございましたが、その分につきましてはすべて対象年齢の表示はされております。ただ、安全を確認していただいた、従来から設置されている遊具については一部、対象年齢の表示していない部分もありますが、その安全を確認されておりますので、使用しているという状況でありますのでご理解をいただきたいと思っております。

●議長（南谷議員） 4番、高橋議員。

●高橋議員 各担当課から親切に、よくわかるようにご答弁をいただき、ありがとうございます。

まず、町営住宅の整備に関しましてお尋ねをしておるところでございますけれども、厚岸町の総合計画の行動計画案の中にもあるように、町営住宅の整備については、厚岸町公営住宅ストック総合計画に基づき、良質なストック確保のための建てかえと改修を進めるとともに柔軟な計画の見直しに努めるとありますけれども、建てかえについては何カ所か計画しておられるのですかということをお尋ねしたいのであります。

また、安全で安心できる暮らしのための支援として、少子高齢化が進むユニバーサルデザインの奨励や住宅改造のために情報提供に努めるとありますが、これはどんなことを地域の住民やそういうかかわる方々に情報を流しておられるのかということをお尋ねしたいと思います。

また一方、都市計画の中にありますように、公園の用途の見直し、用途地域の適切な指導により、都市の環境や機能の維持向上に努めながら、将来の市街地形成の構造を見きわめながら用途地域の見直しを進めると、このようにうたっているわけですが、私は、先ほど指摘したように、湖南地区の今現在ある公園の中で、例えば奔渡地区公住の脇にある、あれは公園というのかな、緑地というのかな、昨年も調査に歩きました。あるいはまた湾月町地区、若竹町地区、あるいは梅香町地区のそれぞれの公園を見ても、ほとんどが、先ほどの、注文つけたわけではないけれども、シカのふんや犬のふんが散乱している状況。なかなかやはり、四六時中公園をしっかりと管理せいと言っても大変だと思います。しかしながらやはり、何とかそういう野生動物が、できるだけ公園内に入らないような対策は講じられないものか。

そして、公園というのは、沢山あればいいってもんじゃないんですね。やはり集中して、湖南地区に何カ所か、確かにいろんな問題はあるだろうけれども、これだけどんどん人口が減っていくという、利用頻度はかなり差があると思います。子野日公園については観光公園ですから、これはもう、人が入るのは当たり前です。ほかの公園については、どこを見ても、観光公園以外はやはり、利用頻度が非常に少ないと思います。利

用頻度が少なからうが多からうが、かかる維持管理費は、むしろ少ないほうがかかるとの
かなど、こんなふうに考えておりますけれども、この点について、今後どのように取り
組んで見直しをしていくのか、できれば町長からひとつ適切なご答弁をいただきたいと、
このように思います。

●議長（南谷議員） 町長。

●町長（若狭町長） お答えをさせていただきます。

冒頭の質問とも関係してきますが、まず、まちなか公営住宅の転換であります、実
は新しいまちづくりの課題として起きておる問題がございます。皆さん方もご承知のこ
とと思っておりますが、一つは、限界集落ということでもあります。もう一つは、買い物難民と
いう大きな問題が起きておるわけでございます。これはもう全国的な問題であります。
というのは、高齢化に伴うまちづくりの大きな課題になっておるわけでございます。

限界集落といいますのは、56歳以上の人口比が50%以上のことを言います。具体的
には、集落の自治活動、または生活、冠婚葬祭等が、機能が発揮しないというような状況
であります。買い物難民というのは、日常的な買い物さえも困難な人々が多くなってき
ているという実態でございます。

しからは、高橋議員も在住しております松葉町がどうなっているのかといえ、実は
厚岸町内全部を見た場合に、準限界集落と言っても過言でなくなっております。準
限界集落といいますのは、55歳以上の人口比が50%以上の地域を指します。松葉町は53.8
%でございます。厚岸町の平均は44.3%でございます。一番高いのは末広地区なんです。
その次が松葉町でございます。これは、真龍地区にも言える。ということは、市街地が
そういう状況にある実態にあるということでございます。

そういうことで、松葉町においてもご承知のとおり、それを乗り切る施策として何と
かしたい、中心市街地の活性化を図りたいということで、過去におきましては、多目的
公園並びには道路の舗装整備、歩道整備、または外灯整備等を行っております。今回は、
高齢者向けの住宅を市街地につくりたいという考え方に立っておるわけであります。そ
ういう実態をご理解をいただきたいというように考えております。

さらには、公園の課題であります、ご承知のとおり、今日、児童のみならず高齢者
も公園を利用する時代に相なりました。遊具につきましても、今までは子供中心でござ
いしましたが、厚岸にはまだございませんが、特に都会においては、健康づくりというこ
とで高齢者向けの用具を設備としている公園もあるわけございまして、公園の利用も
大きく変わってきているという現実もございまして、公園の利用も将来に
向けては、やはりそういう新しい公園づくりをしていかなければならない、そのように
考えているところでございます。

また、公園は、そういう場所以外に、避難地としての役割も大きいわけございまし
て、私どもといたしましては11公園ございますが、そういう役割もあると。利用度にお
いてもいろんな差があるかと思っておりますが、そういう大きな役割もあるということにつ
いてはご理解をいただきたいと思っております。

また、シカの問題もありました。これは、公園のみならず厚岸市街地、特に湖南地区

全体の問題として取り組んでいかなければならない大きな課題であります。いろいろな面で悪い影響となっておるわけでごさいます、現在、全道には約シカが52万頭もいるだろうと言われておる時代になっておるわけでごさいます、これは、厚岸町のみならず北海道としても大きな課題であるということで、その対策に取り組んでおりますことをご理解をいただければと、かように考えます。

●議長（南谷議員） 4番、高橋議員。

●高橋議員 それぞれ担当者から前進あるところのご答弁をいただきまして、ありがとうございます。特に、まちなか居住に関しては町長から、やはり高齢者がどんどん増える中で、お買い物等には大変不便を感じる。そういった意味からも、住宅の整備を図って、地域に貢献をしたいんだというような答弁がございました。ぜひこれは、この事業計画に沿った形で、地域の住民ともよく話し合いながら、やはり進めていただきたい。これこそが協働のまちづくりではないかと私は思うのであります。

さらには、今、町長が話したように、公園等の見直しについては、いろんな公園は条件を含んでおります。災害時等においては避難場所になったり、あるいはいろんな角度から使用されるものでありまして、ただ、私が心配するのは、先ほども言ったように、余りにも、町長が今、答弁の中にもありましたように、北海道では何十万頭というシカがどんどん繁殖している。これは湖南地区だけの問題ではございません。湖北地区もそのとおりです。最近、夜遅く歩くと、朝早くもそうですが、厚岸大橋を歩いているシカもおります。本当にシカが増えている。このシカ対策についてもひとつ、公園整備とあわせて、担当課のほうではできる限り検討していただいて、努力をしていただきたいと、このように申し添え、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

●議長（南谷議員） 答弁ないですか。

（「議長、いいですか」の声あり）

●議長（南谷議員） 町長。

●町長（若狭町長） 貴重な時間、申しわけありませんが、先ほどの谷口議員の質問で、あるテレビ局のアンケート調査における答弁が……。

●議長（南谷議員） 本会議を休憩いたします。

午前11時45分休憩

午前11時46分再開

●議長（南谷議員） 本会議を再開いたします。

建設課長。

●建設課長（佐藤課長） 高橋議員の最後の答弁でございますけれども、まちなか居住に向けた町営住宅の建設を進めていきたい、それは地域と連携を図って進めていただきたいということでございました。

私どもは、まちなか居住に向けました町営住宅の建設については、私どもも初めての試みでございます。限られた敷地の中で、高齢者に優しい、維持管理も容易である住宅をいかにしてつくっていくか。ことしの実施設計の中で検討をしていかなければならない課題でございます。その中でもまた、今、ご意見がございました地域との連携、こういったものを踏まえた中で検討もしていきたいと、このように考えてございます。それから、地域の町内の業者にもいろいろとノウハウを持った建築業者の方もございます。そうした方からのご指導もいただきながら、まちなか居住に向けました町営住宅の建設に取り組んでまいりたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

それと、公園のシカの対策でございます。公園のシカが入ってこないような対策というのは非常に難しいことでもございます。そういう中では、窓口である環境政策課のほうとも連携を図りながら検討をしてみたいと、このように考えます。

以上でございます。

●議長（南谷議員） 以上で、4番、高橋議員の一般質問を終わります。

以上をもちまして、本定例会に通告ありました……。

（「議長」の声あり）

●議長（南谷議員） 町長。

●町長（若狭町長） 貴重な時間でございますが、お許しをいただきたいと思っております。

先ほどの谷口議員の質問に対しまして、あるテレビ局の質問で、町長は受け入れてよかったという報道があったけれども、それは事実かという質問でありましたが、その際、私は、そういう質問はありませんという答弁をいたしたところでございます。しかし、今、改めて8問の精査をさせていただいたところでありますが、その中で、第4問にそのような質問がありました。まことに申しわけなく、答弁を訂正をさせていただきたい、そのように考えますので、議会で取り扱いについてご協議をいただければと。私としては、改めて答弁をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと存じます。

●議長（南谷議員） 本会議を休憩いたします。

再開は、午後1時といたします。

午前11時50分休憩

- 議長（南谷議員） 本会議を再開いたします。
ここで、町長より発言の訂正を求められておりますので、これを許します。
町長。
- 町長（若狭町長） 貴重な時間、申しわけなく思っております。
先ほどの谷口議員の質問に対しまして、あるテレビ局のアンケート調査の中で、町長は、受け入れに対してよかったと答えたという質問がございました。それに対しまして私は、そういう質問はなかったという答弁をいたしたところでございます。
しかしながら、改めてある放送局のアンケート調査を精査をいたしましたところ、8問の中の第4問に、それなりの質問がございました。十分に精査をしないで答弁をいたしましたことを大変申しわけなく思っておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。
- 議長（南谷議員） 10番、谷口議員。
- 谷口議員 議長にお願いがございますけれども、ただいまの私の一般質問に対して、町長の訂正の申し出発言がありました。これについて、私も先ほどの質問内容に対する答弁が違うわけでありますから、それについて若干質問をする機会をつくっていただきたいというお願いをしたいと思います。よろしく取り計らいお願いいたします。
- 議長（南谷議員） ただいま10番、谷口議員から、在沖縄米海兵隊の件について緊急質問したいとして同意を求められました。
したがって、谷口議員の緊急質問の件を議題として、採決を行います。
この採決は、起立によって行います。
谷口議員の在沖縄米海兵隊の件に同意の上、日程に追加し、追加日程として直ちに発言を許すことに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)
- 議長（南谷議員） 起立多数です。
したがって、谷口議員の緊急質問に同意の上、日程に追加し、発言を許すことは可決されました。
10番、谷口議員の発言を許します。
10番、谷口議員。
- 谷口議員 先ほどの町長の訂正の発言なのですが、その内容について、きちっと質問項目はあったというようなご説明でありますけれども、それに対して町長がどのようにご

回答されているのかという説明はなかったように思います。それについて説明をしていただきたいのと、さらに私、苦言を少し呈したいんですが、町長が答えられていることは、厚岸町を代表して答えられているわけですよ。そうであれば、副町長、あるいは総務課長等が、その内容についてきちっと把握されているのが筋ではないかと。町長のまさかポケットにすべてをしまい込んでいるわけではないというふうに思うんですよ。それで私は2回質問しているわけですから、その段階で気がつかないというのはやっぱりちょっと、組織としては変ではないのかなというふうに思うんですが、その辺についても説明をお願いしたいというふうに思います。

●議長（南谷議員） 町長。

●町長（若狭町長） お答えをさせていただきます。

質問につきましては、以下、読ませていただきますが、質問4、矢臼別演習場で訓練を受け入れて、自治体としてよかった、悪かった、どちらですか。そして、沖縄の負担軽減につながっていると思いますかという質問でございます。私としては、よかった、沖縄の負担は軽減されたというほうに丸をつけた次第であります。

また、答弁に対する部下の問題ですが、町長は、行政の最高者でございます。そういう意味において、課長を含めて部下については、すべて一体となって行政を推進しなければなりません。しかしながら、今回の場合は、その最高責任者である町長が発言いたしましたので、すべて私が責任があることについてはご理解をいただきたいと存じます。

●議長（南谷議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 今、町長から説明をいただきましたけれど、その質問内容に対する回答で、よかった、沖縄の負担が軽減されたというふうに理解をするというような発言でありました。それで、私は、よかったという内容が、後のほうの言葉から前のほうに来るのがよかったなのか、理由が後についてくるのか、それともただよかったということなのか、その辺のよかったの意味が非常に曖昧ですよ。

それで、よかったと言いますけれど、負担軽減が、沖縄では確かに155ミリ榴弾砲は、射撃訓練はなくなったと思います。しかしながら、あのキャンプ・ハンセンの中で新たな施設がつけられて、人家のすぐそばで小火気等の射撃訓練を行うところをつくったり、今でも民家に誤射された弾丸が飛んできたり、車に当たったり、そういう事実は続いているわけですよ。そうすると、確かに大きな大砲は撃たなくなったかもしれないけれども、実際には、沖縄の負担軽減というのはなっていないと。逆に、それをやめたことによる新たな訓練が行われているというのが沖縄の実態なんですよ。そういうことを踏まえれば、やっぱり、訓練というのはますます拡大の方向になってきているということで、先ほどの野火等の問題もありましたけれども、それとあわせても、やっぱり、向こうの軍人さんの考えは、日本の国土を本当に使わせていただいて、その中で、申しわけないけれども訓練をするなんていうもんでなくて、もうやるのが当たり前と。治外法権的な訓練が日常茶飯事で行われているというのが沖縄の実態だと思うんですよ。そういうも

の負担軽減は、やっぱり、どうするのかということを考えなければならないと思うんですよね。私たちは、海兵隊は帰ってほしいというふうに思っていますけれども、その辺の認識は、やっぱり少し違うのではないのかなというふうに思いますが、町長の考え方をお伺いをいたします。

●議長（南谷議員） 町長。

●町長（若狭町長） お答えをさせていただきます。

このたびのアンケート調査は、今回の11回目の訓練が行われる前の5月18日のアンケート調査でございます。そういう中で、今回のような野火の事故等があったことを考えれば、私の考え方も変わったと思っています。この点についてはご理解をいただきたいと思っております。

そこで、実は、今、お話ありましたが、質問の全般をお話ししますが、2の中で、2008年に行われた訓練では、訓練自体は非公開で、装備品のみが公開されました。情報公開は充分だと感じますかという説明もあります。私は、ノーと答えました。情報公開は充分にすべきであるという付記をさせていただいております。このことについてもご理解をいただきたいと思っております。

そういう中で、実は午前中の質問の中で、縷縷詳しく答弁をさせていただいたつもりでおります、沖縄問題については。そういうことで、イエスと言いましたのは、私は、沖縄県の負担軽減のために一定の貢献をしているということは、10回目までは安全でその訓練が終了いたしましたという認識に立っているからであります。さらには、もう一つは、平成9年に、受け入れをするのに条件で受け入れた地域振興策、この問題についても、その振興策が行われており、地域経済に大きな貢献をいたしていると。もう一つは、今日の厚岸町の財政が大変厳しい中で、SACO交付金というものがまちづくりに大きなプラスになっているという理解の中で、私はそういう回答をいたしましたということについてもご理解をいただきたいと思っております。

●議長（南谷議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 時間、そんなに煩わすわけにはいきませんので、これで最後にしますけれど、町長と私の、アメリカ軍との問題では、もう相当の距離がある話ですから、今さら蒸し返してあれこれ言う必要はないと思っておりますけれど、ただ、日本の安全、地域の安全、そういうものをきちんと考えていくときに、やはり、例えば国と国はやはり仲よくしなければならぬし、きちんとお互いの立場を認め合っていかなければならぬけれども、この軍隊というのは、抑止力の考え方もあるようでありましてけれど、ただ、だからといって好き放題のことをしてもいいということにはならないと思うんですよね。ですから、そういう軍隊を容認するようなことを認めるような発言であっては困るなど。ただ、沖縄との問題については、やっぱりきちんと慎重に対応していく、そういう立場で今後も対応していただきたいというふうに考えますが、いかがでしょうか。

●議長（南谷議員） 町長。

●町長（若狭町長） お答えをさせていただきます。

さきの日米合意におきましても、いろいろな問題が抱えております。沖縄県民は、挙げて辺野古の移設に対しては、または徳之島の移設に対しては、それぞれの自治体が反対をいたしている現況でございます。これは、国の問題でありますので、我々地域といたしましても、国の問題であっても、やはり、独立した自治体として、言うべきことは言っていかなければならない。これは当然のことと考えておるわけでありまして、さらにはまた、米海兵隊の矢臼別演習場における今後の訓練においても、やはり安全が第一であります。そういう意味においては、さらに強く北海道防衛局等に要請をしてまいりたい。そして、地域住民が安心得られる米海兵隊の訓練にしなければならない、そのように考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

（「いいです」の声あり）

●議長（南谷議員） 以上で、10番、谷口議員の緊急質問を終わります。

本定例会に通告ありました5名の一般質問を終わります。

●議長（南谷議員） 日程第3、発議案第1号 厚岸町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提出者であります音喜多議員に提案理由の説明を求めます。

1番、音喜多議員。

●音喜多議員 ただいま上程いただきました発議案第1号 厚岸町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、その内容についてご説明いたします。

今回改正しようとする事項は、委員会条例中第17条に規定している傍聴に関するものであります。

現在、議会において議員協議会を開催し、議会改革に関する議論を進めてきておりますが、会議公開の原則を図ったもので、これまで第1項において、委員長の許可を得た者が傍聴をすることができるとしていた規定を、改正後の1項においては、会議を公開することとし、第2項において、傍聴しようとする者が、受け付け簿に記入することにより許可を求めることなく傍聴ができるように改正をしようとするものであります。

以上、簡単な説明であります。議員各位の賢明なるご判断をお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

●議長（南谷議員） これより、質疑を行います。

（なし）

●議長（南谷議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決しました。
本会議を休憩いたします。

午後 1 時21分休憩

午後 1 時22分再開

- 議長（南谷議員） 本会議を再開いたします。
日程第 4、議案第47号 公平委員会委員の選任に対する同意を求めることについて、議案第48号 公平委員会委員の選任に対する同意を求めることについて、議案第49号 公平委員会委員の選任に対する同意を求めることについて、以上 3 件を一括議題といたします。
職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。
町長。
- 町長（若狭町長） ただいま上程いただきました議案第47号、第48号及び第49号の公平委員会委員の選任に対する同意を求めることについて、その提案内容をご説明申し上げます。
鉏路町村公平委員会は、厚岸町を含めた 7 カ町村と五つの一部事務組合によって共同設置しておりますが、この公平委員会委員につきましては、平成18年 8 月 1 日から本年 7 月31日をもって 4 年間の任期が満了することから、後任の委員として、引き続き次の 3 名の方々を選任するため、地方公務員法第 9 条の 2 第 2 項の規定により議会の同意を求めたく、提案するものであります。
委員に選任したい人として提案いたします方々につきましては、議案第47号において、厚岸町の安池仁氏であります。議案第48号において、弟子屈町の遠藤清一氏であります。議案第49号において、白糠町の馬場和男氏であります。それぞれ提案するものであり、三方の学歴につきましては議案に添付のとおりであります。
以上、同意方、よろしくお願いを申し上げます。

- 議長（南谷議員） それでは、議案第47号から議案第49号までを一括して質疑を行います。
10番、谷口議員。

- 谷口議員 公平委員の選任なんですけど、これ、地方自治体職員に何かあったときに活躍されるのが公平委員の方々だと思うんです。それで、公平委員会に最近かけられたよう

な案件というのは、ここ何年の間にあるのかないのかお伺いしたいのと、いつの間にか選任同意が元役場職員一色になってしまっているんですけど、以前はもう少し違った職種の方々も含まれていたのではないのかなど。今、よく天下りなんていう言葉が使われますけれども、もう少し幅広い人選を行うことが、どういう順番で公平委員をそれぞれ選任、推薦されてきているのか、私にはその仕組みがきちんとわかっていませんけれど、それについてもう少し詳しく説明をしていただきたいなというふうに思うんですが、よろしく願いいたします。

●議長（南谷議員） 本会議を休憩いたします。

午後 1 時28分休憩

午後 1 時42分再開

●議長（南谷議員） 本会議を再開いたします。
総務課長。

●総務課長（佐藤課長） 大変貴重な時間を費やして、お詫び申し上げます。

まず、1点目、順序逆になるかもしれませんが、現在、公平委員会で、いわゆる公平委員会の業務として行われている案件はあるのかという質問についてでございます。

現在、構成町の職員が平成20年に、いわゆる違法行為に該当することをし、懲戒処分を受けたことにより、弁護士を通じ不服申立をしたことにより、係争中が1件でございます。

それから、人選についてでございます。さかのぼれるところまで、今、遡ってまいりましたが、平成14年から、4年ごとですので、今回の22年の4年ごとの任期すべてにおきまして、役場職員、いわゆるOBの方々が選任されているところでございます。これ以前のものについては、現在、書類を探しておりますが、今のところお答えできるのは、平成14年からの、公平委員については、今答弁したとおり、役場OBということでございますので、ご理解賜りたいと存じます。

●議長（南谷議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 管内の公平委員会では、特別そういう、係争中のものというか、そういうものがあるというふうなことではないんですよね。何か、「構成町」といったら、この辺の町でないでしょう。相当、どこか遠くの町の話なのか、どこにある町なのかわからないんですけど。

それから、公平委員の選任なんですけど、今、わかっている範囲では平成14年からすべて役場OBできているということなんで、それで、私、1回目の質問のときに、この選任の仕組みというか、例えば周り順番で、だれかが一定期間やった後、これで終わりというような節目はどうやってつけるのかわかりませんが、選んでくる基準みたい

のがあるんだと思うのですが、これはどこが決めるのか。今度は厚岸町さんお願いしなすというのがある番というのはどういうふうになるのか、そういうのはどういうふうになっているんですか。

●議長（南谷議員） 副町長。

●副町長（大沼副町長） まず、1点目の構成町がというふうにお答えをしましたがけれども、町長の提案理由のとおり、釧路町村会公平委員会でございますので、7町、それと5一部事務組合でありますから、今ここで取り扱っている案件、先ほど総務課長が答弁した1件については、この管内から……。

（「ああ、構成する町」の声あり）

●副町長（大沼副町長） そうです。そういう意味でお答えをさせていただいております。

それから、提案の仕組みでありますけれども、実は、この公平委員会の事務局というものを、当時、釧路管内町村会が事務局を持っておりました。これが整理することで合意を得て、事務局は今、白糠町が持っております。この委員の人選につきましては、現在任命されておられる方のその状況を勘案して、例えば、今、厚岸町と弟子屈と白糠、この3町がなっておりますけれども、この人選につきましては、構成町の、例えば厚岸町の委員さんが何らかの事情で欠けたというようなときは、今、選任をしている町以外のところの方で適当な、要するに自治行政に明るい人、この方を推薦してもらえないかという打診がありまして、こういう方が適当ではないかというご案内をして、それで公平委員会の事務方のほうからその方に接触をいただいて、こういう話があるんだけどということで内諾をいただいて、その上で、各構成町の、あるいは構成事務組合の議会に上程をさせていただいているというふうになっております。

●議長（南谷議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 耳というのは大変なもので、構成する団体ということですよ、簡単に言えばね。

それで、結果的に構成町、構成する事務組合の推薦というふうなお話でしたけれど、やはり、私としては、現在、役場OBだけになってしまっているわけですよ、今回、選任しようとしているのはね。そういう状況というのはやっぱり、きちんと解消したほうが、ある意味、公平委員会としても公平に見えてくるのではないのかなと。さまざまな、例えば協同組合だとか農業協同組合なんか携わった人だとか、民間の仕事をしている方だとか、そういうものと組み合わせの中で、さまざまな声をこの中でも反映できるのでないかと。役場職員OBということになると、非常に行政官としては素晴らしい人たちばかりの集まりだと思いますけれども、同じような考えに立つ人たちだけが集まってやるんでは、ちょっと公平に判断されるのかなという点では疑問になってくるんですけれども、その辺は構成する町、団体、組合等の中で話し合いをできないでしょ

うか。

●議長（南谷議員） 副町長。

●副町長（大沼副町長） そういうご意見があったということをお伝えすることは可能だと思います。

大変、構成する団体のさまざまな処分等に対する不服申立にかかわる公平・中立の立場から、その不服申立に対する扱いをどうするかということをご審議いただくわけですから、地方公務員法を初めとする関係書、法令等に精通をされていて、適切な判断をしていただける方であれば、OBということには限る必要はないというふうに私も、そのように認識をしております。

（「いいです」の声あり）

●議長（南谷議員） 他にございませんか。

（な し）

●議長（南谷議員） なければ、質疑を終わります。

議案第47号についてお諮りいたします。

本案は、人事案件であります。

したがって、厚岸町議会会議運用内規54にありますとおり、討論を省略し、本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

議案第48号についてお諮りいたします。

本案は、人事案件であります。

したがって、厚岸町議会会議運用内規54にありますとおり、討論を省略し、本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

議案第49号についてお諮りいたします。

本案は、人事案件であります。

したがって、厚岸町議会会議運用内規54にありますとおり、討論を省略し、本案は原

案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(南谷議員) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

- 議長(南谷議員) 日程第5、議案第50号 固定資産評価審査委員会の委員の選任に対する同意を求めることについてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

町長。

- 町長(若狭町長) ただいま上程いただきました議案第50号 固定資産評価審査委員会の委員の選任に対する同意を求めることについて、その提案理由をご説明申し上げます。

本町の固定資産評価審査委員会委員であります新保弘子氏は、本年8月31日をもって任期満了となりますので、地方税法第423条第3項の規定によりまして、引き続き同氏を選任しようとするものであり、議会の同意を求めたく提案するものであります。

住所、厚岸郡厚岸町松葉3丁目91、氏名、新保弘子、生年月日、昭和17年3月24日、性別、女、職業、理容業。

以上、簡単な説明であります。ご同意賜りますようお願いを申し上げます。

- 議長(南谷議員) これより、質疑を行います。

(なし)

- 議長(南谷議員) なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、人事案件であります。

したがって、厚岸町議会会議運用内規54にありますとおり、討論を省略し、本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(南谷議員) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

- 議長(南谷議員) 日程第6、議案第51号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更について、議案第52号 北海道市町村職員退職手当組合格約の変更について、議案第53号 北海道市町村総合事務組合格約の変更について、議案第54号 北海道市町村備荒資金組合格約の変更について、以上4件を一括議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

- 総務課長（佐藤課長） ただいま上程いただきました議案第51号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更について、議案第52号 北海道市町村職員退職手当組合格約の変更について、議案第53号 北海道市町村総合事務組合格約の変更について、議案第54号 北海道市町村備荒資金組合格約の変更について、以上4件について、改正の内容がおおむね同様の趣旨でございますので、一括してご説明申し上げます。

議案書は、24ページからになります。恐れ入ります、24ページをお開き願いたいと思います。

まず、議案第51号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更についてでございます。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合は、北海道町村議会議員等に対する公務災害補償等に関する事務を共同処理するために、道内の市町村、一部事務組合及び広域連合をもって組織する団体で、地方自治法第286条第1項の規定により、一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体など組合を組織する団体の協議によりこれを定めることとしており、同法第290条の規定により、その協議について議会の議決を求めるものでございます。

このたびの規約の変更については、平成20年6月30日、北海道において支庁制度改革として、北海道総合振興局及び振興局の設置に関する条例（平成20年北海道条例第78号）が制定され、支庁は北海道総合振興局及び振興局に名称が変更となり、平成22年4月1日から施行されることに伴うものでございます。

なお、規約の改正の内容につきましては、別に配付しております議案第51号から第54号説明資料、新旧対照表に沿って説明させていただきます。恐れ入りますが、同資料の新旧対照表1ページをご覧くださいと存じます。

この規約の別表第2は、組合の議会の議員の定数及び選挙区の区分、区域であります。この区域の名称を、それぞれ「支庁」から北海道総合振興局及び振興局の設置に関する条例の規定に合わせ、改正案の区域名に改めるものでございます。

附則でございます。この規約の施行日でございます。

この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するとし、北海道町村議会議員公務災害補償等組合を組織する関係地方公共団体等のすべての議会で議決が得られた場合、当該組合において、総務大臣の許可を受けるための事務手続をすることとなりますが、その許可を受けた日からこの規約を施行することとしたものでございます。

次に、議案第52号 北海道市町村職員退職手当組合格約の変更についてでございます。議案書は26ページになります。

北海道市町村職員退職手当組合は、組合市町村の職員に対する退職手当の支給に関する事務を共同処理するため、道内の市町村及び一部事務組合をもって組織する団体で、地方自治法第286条第1項の規定により、一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体など組合を組織する団体の協議によりこれを定めることとしており、

同法第290条の規定により、この協議について議会の議決を求めるものでございます。

このたびの規約変更の理由につきましては、議案第51号で説明させていただきましたが、支庁制度改革に伴う支庁を北海道総合振興局及び振興局に名称が変更されたこと、及び幌加内町と幌延町の支庁区分が変更されたことによるものでございます。

なお、規約の改正内容の説明につきましては、別に配付しております資料に基づき説明させていただきます。新旧対照表の2ページ、3ページをごらんいただきたいと存じます。

初めに、本文中の字句の変更でございます。

支庁の名称が変更されたことにより、組合の議会の議員の定数及び選挙の方法を規定している第5条の表中「各支庁」という字句を「北海道総合振興局及び北海道振興局の」に改めるものでございます。

次に、規約第3条の規定により、組合を組織する市町村及び市町村の一部事務組合名を定める別表中の変更でございます。

一つ目として、支庁の名称の改正に伴う変更でございます。石狩、渡島、後志、空知、上川、留萌、宗谷、胆振、日高、十勝、釧路、根室にあつては「支庁管内」をそれぞれ「管内」に、檜山にあつては、檜の略字を使用していた「檜」の字を「檜」の字に変更した上で「檜山管内」に、網走にあつては「オホーツク管内」に改めるものでございます。また、組合を組織する一部事務組合を規定している項においても、「(檜山)」の漢字を変更し「檜山」に、それから「網走」を「オホーツク」に改めるものでございます。

二つ目といたしましては、自治体の支庁区分の異動に伴う変更でございます。幌加内町の支庁区分が空知支庁から上川総合振興局へ移動されたことに伴い、別表中、空知支庁管内の項から同町を削り、上川管内の項中、占冠村の次に同町を加え、幌延町の支庁区分が留萌支庁から宗谷総合振興局へ異動されたことに伴い、同表中、留萌支庁管内の項から同町を削り、宗谷管内の項中、枝幸町の次に同町を加え、幌延町の異動により、同町に組合事務所が位置している西天北5町衛生施設組合を一部事務組合（留萌）の項から削り、(宗谷)の項中、利尻島国民健康保険病院組合の次に同組合を加え、当初からの区分の間違ひでございました石狩西部広域水道企業団を石狩の項から削り、札幌の項中、北海道町村議会議員公務災害補償等組合の次に同企業団を加えるものでございます。

議案書27ページにお戻り願いたいと思います。

附則でございます。この規約の施行日でございます。

施行日につきましては、さきの議案第51号と同様の内容でございますので、説明は省略させていただきます。

次に、議案第53号 北海道市町村総合事務組合規約の変更についてでございます。

議案書は28ページになります。

北海道市町村総合事務組合は、非常勤の職員の公務上の災害補償に関する事務などを共同処理するため、道内の市町村、一部事務組合及び広域連合をもって組織する団体で、地方自治法第286条第1項の規定により、一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体など組合を組織する団体の協議によりこれを定めることとしており、同法第290条の規定により、その協議について議会の議決を求めるものでございます。

このたびの規約変更の内容については、さきに議案第51号、52号と同様の趣旨であり

ますので、内容については省略させていただきます。

なお、規約の改正内容の説明に当たりましては、資料に基づき説明させていただきます。新旧対照表の4ページ、5ページをごらんいただきたいと存じます。

初めに、本文中の字句の変更でございます。

支庁の名称が変更されたことにより、組合議員の選挙について規定している第6条第1項中「各支庁管内町村会長」を「各地区町村会長」に、同条第2項中「支庁管内町村会副会長」を「地区町村会副会長」に、組合議員の任期について定めている第7条第2項中「支庁管内町村会長」を「地区町村会長」に改めるものでございます。

次に、規約第2条の規定により、組合を組織する地方公共団体を定める別表第1中の字句等の変更でございます。これは、いずれも北海道総合振興局及び振興局の設置に関する条例の規定に基づくものでございますが、一つ目としては、支庁の名称の改正に伴う変更でございます。渡島、後志、空知、上川、宗谷、胆振、十勝、釧路の各支庁にあつては「支庁」の名称を「総合振興局」に、「網走支庁」にあつては「オホーツク総合振興局」に、石狩、留萌、日高、根室の各支庁にあつては「支庁」の名称を「振興局」に、桧山支庁にあつては、先ほど議案第52号でも説明させていただきましたが、桧山の「桧」の字の漢字を檜の古称の漢字、「檜山振興局」に改めるものでございます。

二つ目といたしまして、自治体の支庁区分の異動に伴う変更でございます。幌加内町の支庁区分が空知支庁から上川総合振興局へ移動されたことに伴い、別表第1中、空知支庁の項から同町を削り、上川総合振興局の項中、鷹栖町の前に同町を加え、幌延町の支庁区分が留萌支庁から宗谷総合振興局へ移動されたことに伴い、同表中、留萌支庁の項から同町と同町に組合事務所が位置している「西天北5町衛生施設組合」を削り、宗谷総合振興局の項中、猿払村の前に同町を、同項中、利尻島国民健康保険病院組合の次に同組合を加えるとともに、空知総合振興局の組織数を35から34に、上川総合振興局の組織数を30から31に、留萌振興局の組織数を13から11に、宗谷総合振興局の組織数を15から17に改めるものでございます。

議案書29ページにお戻り願いたいと存じます。

附則でございます。この規約の施行日でございますが、施行日につきましては、さきに議案第51号並びに52号と同様でございますので、説明は省略させていただきます。

次に、議案第54号 北海道市町村備荒資金組合規約の変更についてでございます。

議案書は30ページになります。

北海道市町村備荒資金組合は、北海道内の市町村が災害による減収を補てんし、または災害応急復旧事業費、その他災害に伴う費用に充てるための積立金額に関する事務を共同で処理する組織として、昭和31年2月1日に設立された一部事務組合でございます。このたびの規約変更の内容につきましては、さきに議案第51号と同様の内容でありますので、その説明は省略させていただきます。

第6条中「各支庁」を「北海道総合振興局及び北海道振興局の」に字句を変更するものでございます。

なお、この内容につきましては、別に配付しております資料に記載のとおりでございますので、説明は省略させていただきます。

議案書30ページの附則になります。

この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による北海道知事の許可のあった日から施行するとし、北海道市町村備荒資金組合を組織する関係地方公共団体のすべての議会で議決が得られた場合、当該事務組合において、北海道知事の許可を受けるための事務手続をすることになりますが、その許可を受けた日からこの規約を施行しようとするものでございます。

以上、議案第51号から議案第54号までの提案説明とさせていただきます。

大変雑駁な説明でございますが、ご審議の上、ご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

- 議長（南谷議員） 初めに、議案第51号について質疑を行います。
ございませんか。

（な し）

- 議長（南谷議員） なければ、質疑を終わります。
お諮りいたします。
討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決しました。
議案第52号について質疑を行います。

（な し）

- 議長（南谷議員） なければ、質疑を終わります。
お諮りいたします。
討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決しました。
議案第53号について質疑を行います。

（な し）

- 議長（南谷議員） なければ、質疑を終わります。
お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決しました。
議案第54号について質疑を行います。

(な し)

- 議長（南谷議員） なければ、質疑を終わります。
お諮りいたします。
討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決しました。

- 議長（南谷議員） 日程第7、議案第55号 辺地に係る総合整備計画の変更についてを議題といたします。
職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。
まちづくり推進課長。

- まちづくり推進課長（湊谷課長） ただいま上程いただきました議案第55号 辺地に係る総合整備計画の変更について、その提案理由を申し上げます。

このたび計画変更しようとする糸魚沢辺地は、平成20年第2回定例会において議決をいただき、現在、平成20年から24年までを計画期間とする総合整備計画を有しております。本年度の事業実施に当たり、計画登載事業の事業費を精査したところ、釧路東部消防組合が事業主体となっている消火栓設置事業において、計画策定時の辺地対策事業債の充当率が低かったこと、本年度の事業費が計画策定時を上回ったこと、さらに、第一次3カ年実施計画において、平成24年度に消火栓設置事業が追加登載されたことなどから、既存計画における辺地対策事業債の予定額に不足が生じる結果となり、計画変更が必要となったものであります。

なお、本件につきましては、平成22年5月20日付をもって、北海道知事から計画変更に対して異議がないとする回答を受けておりますので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第5項の規定に基づき、当該計画の変更について町議会の議決を得るべく、本定例会に上程するものであります。

議案書32ページをお開きください。

糸魚沢辺地に係る総合整備計画書であります。変更となるのは、3、公共的施設の

整備計画の表のうち、消防施設の消火栓設置事業における事業費、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額で、変更後の金額を括弧書きのとおり300万円から470万円にし、これに伴い、合計欄の金額も括弧書きどおりのように変更するものであります。

33ページは、公共的施設の整備計画の内訳であります。同様の変更になっております。

以上、簡単な説明ではございますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

●議長（南谷議員） これより、質疑を行います。

9番、菊池議員。

●菊池議員 お尋ねします。

消火栓は、消防施設の大切な水利施設でございますけれども、これで厚岸町の各地域の設置台数は何個くらいになりますでしょうか。百数十という数字だと思いますけど、その辺ひとつ。

●議長（南谷議員） 本会議を休憩いたします。

午後2時17分休憩

午後2時21分再開

●議長（南谷議員） 本会議を再開いたします。

総務課長。

●総務課長（佐藤課長） 大変貴重なお時間を費やしまして申しわけございません。

今、厚岸消防署のほうに電話で確認をいたしました。町内に145基の整備が、この計画が執行された段階でそのようになるということでございます。

なお、町内のどの位置にあるか等につきましては、厚岸消防署がすべて管理をさせていただきますので、それが必要となりますと、その図面を今いただかなければなりません。手間がかかりますので、必要であれば後日用意したいと思いますので、ご了承賜りたいと存じます。

●議長（南谷議員） 9番、菊池議員。

●菊池議員 消防でも水利については質問したことがございますけれども、消防水利の確保が必要な地域であるということで、地域住民の安全な基盤を確保するため所轄の整備をするものですが、見込みとして、どのぐらい町内に設置しなければならないのか教えていただきたいと思っております。

●議長（南谷議員） 本会議を休憩いたします。

午後 2 時23分休憩

午後 2 時29分再開

●議長（南谷議員） 本会議を再開いたします。
総務課長。

●総務課長（佐藤課長） 再三にわたり長時間、時間をとらせまして、まことに申しわけございません。

お答え申し上げます。

ただいま厚岸消防署に確認いたしましたところ、平成22年から平成31年まで、消火栓につきましては3基の新設を計画しているとの返答をいただきました。

なお、今後におきましては、厚岸消防署と連絡を密にし、これら計画について共有するようにいたしたいと思っておりますので、よろしくご理解のほどをお願い申し上げます。

（「いいです」の声あり）

●議長（南谷議員） 他にございませんか。

（な し）

●議長（南谷議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

●議長（南谷議員） 日程第8、議案第56号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

建設課長。

●建設課長（佐藤課長） ただいま上程いただきました議案第56号 工事請負契約の締結について、提案内容をご説明申し上げます。

議案書34ページをお開き願います。

次のとおり工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものであります。

厚岸中学校は、昭和49年から昭和50年にかけて校舎等を建設し、昭和51年には屋内運動場を建設しておりますが、いずれも建築基準法の耐震基準が改定されました昭和56年以前の建物であり、平成21年度に耐震診断を行った結果、現在の耐震基準を満足されていない結果となったため、引き続き補強工事の実施設計を行い、このほど工事を発注したものであります。

内容であります。1として、工事名、厚岸中学校耐震補強工事、2として、工事場所は厚岸町梅香1丁目5番地、3として、契約の方法は、地方自治法第234条第1項による企業体1社、単体4社による一般競争入札でございます。4として、請負金額は1億1,739万円であります。5として、請負契約者は、共和・影本経常建設共同企業体であります。代表者は、厚岸郡厚岸町港町2丁目138番地、株式会社共和建設工業所、代表取締役、小西末実。構成員として、厚岸郡厚岸町白浜4丁目156番地、マル勢影本工業株式会社、代表取締役、三木均でございます。

次のページをごらんいただきたいと思います。

参考といたしまして、1、工事概要でございますが、校舎棟（鉄筋コンクリート造4階建て）でございますが、鉄骨造枠つきブレース取り付け18カ所、耐震スリット施工14カ所、玄関ひさし部鉄骨柱設置3カ所であります。屋内運動場棟（鉄骨造2階建て）では、鉄骨ブレース増設4カ所、歩廊部窓ガラス飛散防止フィルム張り184平方メートル、渡り廊下屋根ブレース接合部補強8カ所あります。

2、工期でございますが、着手、計画締結日の翌日から、完成、平成22年12月10日までとするものでございます。

3、位置図、平面図、立面図、別紙説明資料のとおりでございますが、36ページをごらんいただきたいと思います。位置図であります。図面右下の斜線部分が工事の場所となっております。

次に、37ページから38ページは平面図でございます。

37ページをごらんいただきたいと思います。図面下段は1階平面図、上段は2階平面図でございます。下段の1階平面図をごらんください。左側校舎棟では、作法室、特別支援教室、作業室、音楽教室の外壁面に鉄骨造枠つきブレースを設置し、中央付近になります。玄関廊部に鉄骨柱を設置するものであります。また、校舎棟と屋内運動場をつなぐ渡り廊下の屋根ブレース接合部の補強も行うものでございます。

上段の2階平面図でございますが、左側、校舎棟では、職員室、第2相談室及び保健室、特別支援教室、教材研究室の外壁面に鉄骨造枠つきブレースを設置し、右側、屋内運動場では、歩廊部の窓内側に鉄骨ブレースを設置し、ガラスには飛散防止フィルムを張りつけるものでございます。

また、図面右下に耐震スリット施工位置を示します印を凡例で示してございますが、この耐震スリットとは、地震時に作用する応力を開放し、柱や壁を守るために設ける間隙やねじのことでございます。平面図にこの印を付しているところに耐震スリットを施すものでございます。

38ページをお開き願います。校舎棟の3階、4階の平面図でございます。下段の3階平面図では、左から図書室、美術教室、家庭教室。上段の4階平面図では、左から普通教室、多目的教室の外壁面に鉄骨造枠つきブレースを設置するものでございます。

39ページをごらんいただきたいと思います。立面図でございます。下段の南側立面図は梅香団地側から見た図面、上段の北立面図はグラウンド側から見た図面となります。平面図とあわせてご参照いただきたいと思いますというふうに思います。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

●議長（南谷議員） これより、質疑を行います。

14番、竹田議員。

●竹田議員 耐震補強工事をされたということなので、耐震補強についての説明を伺いたいと思います。

一つ目なんですけども、平成5年、7年で大地震が起きてます。このときに、中学校の被害の状況はどういう状況を受けたのか。それに対してこれまでに、それから約15年から17年が経過してます。その間にも数々の地震が、震度3とか4とかが何回か訪れてきてます。その平成5年、7年に来たときの被害状況から、今回の工事をされるまでの間に、被害があった状況の部分が、どういう状況で被害が大きく進んできたのかどうか、それらについてのまず説明をしていただきたいと思います。

それから、もう一つ、耐震構造をしたということで、平成5年のマグニチュードたしか7.8でしたか、そのときの強い地震によって建物が崩壊はしなかった。しかし、その後の設計で、耐震構造しなければいけないということに至ったので今回の工事になったと思うんですね。それで、今回、補強した後、マグニチュードが幾らというよりも、震度どのくらいまでの耐える補強工事になったのかを説明していただきたいと思います。

●議長（南谷議員） 本会議を休憩いたします。

午後2時39分休憩

午後3時28分再開

●議長（南谷議員） 本会議を再開いたします。

議案第56号 工事請負契約の締結について、14番竹田議員の質問に対する答弁から始めます。

管理課長。

●管理課長（須佐課長） 大変時間を費やしてしまって申しわけございません。

お尋ねの平成5年の鉏路沖地震発生以降、何回かの地震を経ておりまして、それらの被害状況についてのお尋ねでございました。

平成5年1月15日発生の鉏路沖地震に伴う厚岸中学校の被災の状況ですけれども、校舎周囲のアスファルトのまず隆起、沈下、亀裂が起きておりますし、それから体育館両側の玄関前のポーチのタイル破損、それから生徒玄関前のポーチ部分とアスファルトの

間のすき間が生じてきたと。それから、体育館天井のガラスのひび割れとか、さらには浄化槽の流入管、さらには水道設備、体育館の外壁のひびなどがこの平成5年1月15日発生の釧路沖地震のときの被災であります。

さらに、平成6年の10月に発生しました北海道東方沖地震に係る被災につきましては、同じく校舎周辺のアスファルト路面の沈下や亀裂が起きておりますし、教室の蛍光管が落下したり、あるいは校舎周囲の縁石が一部破損をしております。ただ、今、体育館と1階校舎のつなぎ目天井板が破損したり、壁に亀裂が生じたりしております。これが平成6年10月4日に発生しました東方沖地震に係る厚岸中学校の被災の状況です。

さらには、平成15年9月に発生しました地震によりまして、1階と2階部分のエキシビジョンジョイント金物に破損が生じておりますし、体育館の玄関ポーチの損傷も受けております。これが15年9月26日に発生しました地震の被災であります。

さらには、16年の11月29日、そして1週間後の12月6日に発生しました根室南東沖地震、これによりましても被害を受けておりまして、玄関ポーチの土間の基礎コンクリートの破損を受けました。さらにはタイルの破損等の被害を受けております。

もう一つは、17年の1月18日に発生しました釧路沖地震、このときも体育館のポーチやそれらのタイルの破損、建物に被害を受けておりますし、外構では建物周辺のアスファルトの沈下等々の被害を受けております。

これらの地震による被害状況は以上となっております。

●議長（南谷議員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） 私のほうからは、今回の耐震の補強工事でもって震度がどのくらいまでもつようになったのかというご質問でございます。

今回の耐震補強の工事、これは、現在の建築基準法で言います耐震基準をクリアするようになってございます。現在の耐震基準でございますけれども、昭和53年の宮城沖地震、これはマグニチュード7.4、震度が5、この地震の教訓を受けて建築基準法の施行令中の耐震基準の改正が行われたところでございます。それが56年6月1日から適用されるということでございます。計算上では、震度5いくらというものを当てはめた計算式にはなっていないことは質問者もご承知のとおりだと思いますが、その中で、じゃあ震度がどの程度かといいますと、国交省によりまして、基準法の耐震基準といいますのは、震度6強、7程度の大地震で人命に危害を及ぼさないような倒壊などの被害を生じないことを目安にしていると、そういったような考えのもとで現在の耐震の設計の計算式ができ上がっているということでございます。

●議長（南谷議員） 14番、竹田議員。

●竹田議員 今回の請負金額のほかに設計料がかかっていると思うんですけど、設計料は幾らでしたっけ。

●議長（南谷議員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） 今回の厚岸中学校の耐震改修の実施設計の委託料金でございますが、819万円でございます。

●議長（南谷議員） 14番、竹田議員。

●竹田議員 何を言いたいのかというと、耐震構造します。耐震構造した後に、結局、外にはみ出ている部分、それから中に補強した部分。外の部分については鉄骨プラスになりますから、結局、外壁を塗り壁の塗装をする場合ですよ、そのときに鉄骨の部分が今度多くなるので、塗装のメンテナンス料が高つくわけですよ。その部分が結局負担になってくるという部分は、将来的に金がかかってくるということ。町民からこれは言われたことなんですけども、平成5年度にマグニチュード7.8の、相当、僕の記憶でちょっと、震度いくらだったか忘れたんですけども、日付を年度できちっと説明してくれたんですけど、震度の数字を言ってくれなかったんですよ。多分、平成5年の1月15日の地震が一番、マグニチュードも大きく、震度も一番大きかったと思うんですよ。それで、結局、被害状況を聞いたときに、大した被害状況ではないというふうに認識を僕はしているんですよ。それはわかっていただけだと思うんですよ。

日本の、設計をするいろいろな協会もあります。これは一つに耐震という人命を扱うという意味から、設計をして、耐震基準をどんどん上げていって、設計の仕事を増やそうという、設計をやるほうにしてみたら、いい金取りだというような、そういう設計に対しての、そういう矛盾を感じる、何ていうかな、適合性ということに無理して適合させるというか、それで設計の仕事をつくるっていう矛盾をちょっと感じる部分が、いろいろ同じ設計屋でもあるんですよ。ですから、過剰な部分の補強というのが取り出されてきて、結局、耐震を満たさないものは、でかい地震が来たときに、壊れてもいないものを耐震基準に満たしていないから壊せという、そういう物件も出てきているということもあります。

ただ、この厚岸の中学校についてはそういうことは全くないというふうに認識もしますし、設計料819万円、これ払って、なおかつ1億1,739万円かけて耐震をするわけですよ。幾ら来たのかという震度の数字と、それから設計料819万円もかけてやってるんで、この耐震設計をして、その設計なりに工事をすると結果が1億1,739万円ということになるんで、この後、人命に対して人災のない考え方で6強から7というふうに国交省の部分で言われているという説明がありました。であるならば、それ以下でもし倒壊もしくはその部分が部署、部署によって壊れた場合、これは設計者が損害を払ってくれるのかどうなのか。その辺の、町との設計者、施工者との契約というのはどういう状況になっているのか教えていただきたいと思えます。

最後なんで、よろしく申し上げます。

●議長（南谷議員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） 過去に起きた地震の震度でございますけども、まず、平成5年に

起きた釧路沖地震、これについてはマグニチュードが7.8、震度が6ということになっております。それと、平成6年10月に起きました釧路東方沖地震、これはマグニチュード8.1、震度が6ということでございます。

それから、耐震補強の委託業務の中で、部署、部署で今後壊れた場合、設計をした業者との、要は瑕疵の問題なのかなと思います。当然、これらの設計上の耐震設計をして、今回改修をするわけですが、これらの設計についてはまず、北海道審査機関がございまして、そちらとも審査を受ける。最初にそちらの審査も合格しなければ、この耐震設計ができたというふうにはならないぐらい厳しいものでございまして、まずはそういったことがないというふうには願ってございます。その中でも、もしも瑕疵があれば、その瑕疵に伴った対応をしていかなければならないというふうに考えてございます。しかしながら、契約上はそのような当方の内容となっております。

(「契約というのはきちっと書面であるんですか」の声あり)

- 建設課長(佐藤課長) 当然、委託業務をした上では、個々の設計をした業者と契約をしてございます。

(「わかりました」の声あり)

- 議長(南谷議員) 10番、谷口議員。
- 谷口議員 ちょっと教えていただきたいんですが、工事概要に示されている鉄骨づくり 枠つきブレース、取り付け18カ所、校舎等、それから、屋内運動場の鉄骨ブレース、増設4カ所というふうになってはいますが、ブレースというものは何なんですか。日本語でちょっと、わかりやすく説明していただきたいというふうに思うんですが、それで、これの1カ所当たりの単価は大体幾らなんですか。枠つきブレース取り付けというのは1カ所に幾らかかるのか、18カ所で幾らになるのか。

それから、屋内運動場の増設4カ所。増設ということは、増設前があるということですか。増設しなくても、何か、同じものが、増設というものは、同じものがあるのに足さざるのを増設と思うんですけど、そういうつくりになっているのかどうなのか。

それから、渡り廊下の窓ガラス飛散防止フィルム張り184平方メートル、これは、1平方メートル当たり幾らのもので、合計で幾らになるのか、まず教えていただきたいというふうに思います。

- 議長(南谷議員) 本会議を休憩いたします。

午後3時43分休憩

午後3時45分再開

●議長（南谷議員） 本会議を再開いたします。

建設課長。

●建設課長（佐藤課長） 時間をいただきまして申しわけございません。

まず、鉄骨造枠つきブレースということでございますけど、39ページの図面を見ていただければ形的にはわかりやすいのかなと思いますけれども、校舎の窓側のほうに、これでいきますと、上段の北立面図では、まず左側のほうでは、周りを鋼材で囲いまして、その中に丸形の鋼管を斜めにはわせる、いわゆる筋交いと言ったらわかりますか、そういったような形の大きなものを鉄骨でつくって、外壁に設置をしていくというものでございます。これは、枠もついているというものでございます。

それから、体育館のほうにつきましては、既存の枠がもうついておりまして、そこにバッチンの鉄の鋼材でもって、要は筋交いと、その大きいものというふうに解釈していただければわかりやすいのかと思いますけれども、それを増設していくというものでございます。

あと、単価のほうについては今。

（「飛散フィルム」の声あり）

●建設課長（佐藤課長） 飛散防止フィルムといいますのは、体育館のところの窓の部分に張りつけるものでございまして、既存の体育館の窓が垂直になっておらず斜めになっております。ちょうど見ますと、外側のほうに斜めに傾いている状態になっているということで、何かあったら危険だということで、ここに飛散フィルムを張りまして、窓が落ちないような対策を今回とったというものでございます。

あと、単価のほうは時間をいただきたいと思います。

●議長（南谷議員） 休憩したほうがいいですか。

●建設課長（佐藤課長） ちょっと休憩してください。

●議長（南谷議員） 本会議を休憩いたします。

午後 3 時48分休憩

午後 3 時50分再開

●議長（南谷議員） 本会議を再開いたします。

建設課長。

●建設課長（佐藤課長） お答えいたします。

鉄骨造枠つきブレースの1カ所当たりの金額は、約163万円。それから、鉄骨ブレース

でございますけども、これも1カ所当たり約93万2,000円。それと、飛散防止のフィルムでございますけども、1平方メートル当たり6,340円という、概略でございますけどもこのような値段となっております。

●議長（南谷議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 私自身は全くの素人ですから、仕組み、充分つかまえていない中で質問しているの、専門家の立場からすれば非常に、それでは対応できないということになるのかもしれないんですけど、一般的にそれがどういう値段なのかということぐらいはやっぱりわかって当たり前だと思うんですよね。その枠一つが幾らぐらいになるんだということになるわけですから、その程度の説明は、ぜひ今後も備えておいていただきたいなというふうに思います。

それから、今回、指名競争入札に当たっては、企業体が1社、単体が4社ということなんですが、今回の入札は一発落札だったのかどうなのかを含めて、入札された企業名、それと、開催ごとはいいですから、落札の金額について、A、B、Cでもよろしいですから教えてください。

●議長（南谷議員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） お答えいたします。

主要な部材の単価、幾らぐらいかかるか、わかるようにしておくべきというご指摘でございます。

積算する単価というのは、積み上げて載っておりますので、細かな部品となりますと、なかなか、それを抜き出すとなると非常に労力がかかるものでございます。主なものというものであれば、今後、私どもも控えておきながら、できるだけご説明できるようにしていきたいと、このように考えます。

それから、今回の入札の結果でございますけども、入札は1回で決まっております。ただ、条件つきということで、後日の審査という形で、落札候補者が決まったということでございます。そして、審査した中で、今回上程いただきました業者というものでございます。

それで、金額でございますけども、第1順位が今回の上程しております金額、1億1,739万円、第2順位としましては、1億2,159万円、第3順位は、1億2,390万円、第4順位、1億2,600万円、第5順位、1億2,915万円という結果となっております。

（「会社名は、参加企業名」の声あり）

●建設課長（佐藤課長） 入札に参加した会社名でございますけども、まずは共和・影本経常建設共同企業体、それから宮脇土建株式会社、それから葵建設株式会社、萩原建設工業株式会社、あとは丸彦渡辺建設株式会社、以上5社でございます。

●議長（南谷議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 1回の落札ということなのですが、それから条件つきだったということなのですが、その条件つきということは何で、それがクリアされたのはどういうことでクリアされたのか、説明をお願いをいたします。

●議長（南谷議員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） お答えいたします。

条件つきということでございますけども、今回の入札は、事後審査型の条件つき一般競争入札でございます。これは、平成20年の折に、議会等からのご意見をいただきながら、官製談合等、そういった問題等があるために、入札の制度の改革を行った次第でございます。その折、事後審査型条件つき一般競争入札、これを施行していこうということで実施をしてきているものでございます。そうした中で、入札をする前に条件を付しまして、入札が終わった後に、当日、条件を付したことが適正にクリアしているか審査した結果、条件は満足していると。そうしたことで契約を相手方とすると、そういった形のものでございます。

●議長（南谷議員） 2番、堀議員。

●堀議員 まず、入札の関係だったんですけれども、予定価格に対して落札金額が幾らだったのかという落札の率、それと、予定価格については事前公表だったのか事後公表だったのか。あと、事後公表の場合、予定価格に達しない応札者というのが何社あったのかというものを教えていただきたいというのが1点目。

それと、実際の施工に関してなんですけれども、実際、工期が12月10日までということで、どうやっても学期中に工事というものを行わなければならなくなるんですけれども、その際の、まず子供たちへの安全対策、そのようなものをどのように考えているのか。実際には請け負った業者とこれから工程表なり施工計画なりを出してもらおうといった中でやっていくんだとは思いますが、少なくとも子供たちへの安全の確保といった面では、しっかりと学校側と町と、そして業者とが十分な協議をした上で安全の確保を図っていただきたい。特に、平面図で言うと玄関側の右側のところというのは当然、子供方が登下校時は通るわけですから、十分な安全確保、また、裏側についても教員の先生方が駐車場で車をとめているという部分で使っています。そこがとめれなくなった場合は代替の部分というものの確保とかというものもしっかりと配慮をしていただきたいと思っておりますけれども、どうでしょうか。

●議長（南谷議員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） まずお答えいたします。

落札率でございますけども、今回の予定価格1億2,075万円でございます。落札率は、

第1順位97.2%でございます。第2順位でございますけれども、第2順位からは予定価格に達してございませんので、第2順位からは100.7%、第3順位102.61%、第4順位104.35%、第5順位106.96%というような結果となっております。それで、予定価格事前公表か事後公表かというご質問でございますけれども、予定価格は事後公表でやってございます。

それから、施工に関してでございます。子供たち等の安全対策を充分図っていただきたいという要望でございます。当然、これから業者とも契約した折に、施工計画を立てていくところでございます。この中で充分安全対策等を検討し、そして学校とも協議をしながら安全対策に努めてまいりたいと思います。

それと、職員の駐車場等、そういったところがスペースがなくなるといったものについては、その対策も施工計画の中で検討していかなきゃならないというものでございますので、その辺はご理解をいただきたいと思います。

●議長（南谷議員） 2番、堀議員。

●堀議員 あと、それで、実際の学習時間中の工事とかといったときの騒音対策なりの、やはりしっかり考えていただきたい、ちょっと言い忘れたものですから、騒音の対策とかもしっかりととって、学習時間にやる場合は、やはりそういう、学習に支障のないようにしていただきたいなという、充分な配慮をしていただきたいと。

また、工事をすることによって不特定多数の人間が学校敷地内にも出入りするようになることにもなります。そういった面の安全管理というものも、学校側のほうもやはりしっかりと気を配っていただきたいと思うんですけれども、教育委員会のほうはどうでしょうか。

●議長（南谷議員） 管理課長。

●管理課長（須佐課長） これから工事を進めるに当たりまして、今心配されましたように、授業時間中への影響、あるいは学校で工事は行うわけでありますから、さまざまな工事の関係者が学校への出入りもすることがあると思います。そういったことを含めまして、学校、業者、それから今、建設課のほうからも言われましたように、委員会も含めまして、建設課と充分協議をさせていただきまして、子供たちに不安のないように、そして学校における授業等への影響がないよう充分配慮して進めていきたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

●議長（南谷議員） 他にございませんか。

（「済みません、休憩してください」の声あり）

●議長（南谷議員） 本会議を休憩いたします。

午後 4 時03分休憩

午後 4 時04分再開

●議長（南谷議員） 本会議を再開いたします。
建設課長。

●建設課長（佐藤課長） 今、ご指摘ございました議案書の37ページ、それと38ページ、その平面図でございますけれども、その中の表示で鉄骨枠つきブレース新設というふうな表示をしてございますが、これは、鉄骨造枠つきブレースという言葉に、「造」を加えていただきたい。鉄骨造です。39ページの立面図、そちらのほうに同様な言葉で、鉄骨造枠つきブレースと、「造」が入ってございます。これと同じ言葉となりますので、申しわけございません。
以上でございます。

●議長（南谷議員） 他にございませんか。

（な し）

●議長（南谷議員） なければ、質疑を終わります。
お諮りいたします。
討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決しました。

●議長（南谷議員） 日程第9、議案第57号 厚岸町がん予防保健事業条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。
職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。
保健介護課長。

●保健介護課長（久保課長） ただいま上程いただきました議案第57号 厚岸町がん予防保健事業条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由と内容をご説明申し上げます。

昨年、平成21年度限りの国の補助事業として実施した、節目年齢の方を対象にした子宮がん及び乳がんの無料検診であります。国では平成22年度においても、この無料検診の補助事業を継続することとし、平成22年3月30日付、平成22年度女性特有のがん検診推進事業実施要綱を発したところであり、同年4月9日付、北海道からこの通知があ

りましたことから、厚岸町においても、平成22年度、この無料検診を継続することといたしました。

この条例では、子宮がん検診及び乳がん検診を受診される節目年齢の方に対し、平成21年度に限り費用の徴収を免除する規定を設けておりますが、平成22年度においても費用の徴収免除を適用する規定の整備が必要となることから、条例の一部改正をするものでございます。

条例の改正内容につきましては、お手元に配付の厚岸町がん予防保健事業条例の一部を改正する条例新旧対照表により説明させていただきます。

改正部分はアンダーラインのところでございます。

附則の第2項が費用の徴収を免除する規定でございますが、「平成21年度」の次に「及び平成22年度」の文言を加えるものであります。

恐れ入りますが議案書にお戻りください。

今回の一部改正条例の附則でございます。

第1項は施行期日であります。この条例は、公布の日から施行し、平成22年4月1日から適用させていただく内容でございます。

第2項は、徴収費用の還付の規定でございます。改正条例は、平成22年4月1日に遡及して適用させていただくために、この条例の施行の際に、既に検診を受けた対象者から徴収させていただきました費用を還付する規定の整備でございます。

なお、女性特有のがん検診推進事業は、平成22年度におきましても節目年齢の女性の方に検診手帳と検診の無料クーポン券を配布をさせていただいて、検診の受診勧奨を行いますけれども、対象者の人数につきましては、両方の検診の対象となります40歳の方、57名いらっしゃいますが、この方を含めて子宮がん検診の対象の方は279名、乳がん検診の対象の方は368名でございます。個別に郵送で通知をさせていただくということになります。

以上、大変簡単な説明でございますが、提案理由と改正内容の説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

●議長（南谷議員） これより、質疑を行います。

10番、谷口議員。

●谷口議員 子宮がんだとか乳がんというのは、去年と今年でなくなるわけではありませんかよね。

それで、たまたまそこが節目の人は検診を無料で受けることができるけれども、そこから外れている人は、来年、再来年とやらなければ、検診を受けなければならないわけですね。それで、結果的に何か、選挙のあるようなときだけ無料検診が実施される、あるいは新しい制度が行われるというのを新設してみたり継続してみたり、行われているんですけど、やはりこの条例は、必要な条例でありますと同時に、やはり国がしっかりとの方針を明確にして、継続する恒常的な制度として確立する必要があるんじゃないのかというふうに私は思うんですね。

そういうことからすると、こういうものは、このような更新する内容ではなくて、きちんとした、もう制度として確立させるというふうな取り組みが必要ではないのかなというふうに考えておりますけれども、この制度をそういう方向に持っていく機運というのは、地方自治体の団体の考えとしてあるのかなのか、そういうことを関係団体等で取り上げたことがあるのかなのか、ちょっとお聞きしたいというふうに思います。

●議長（南谷議員） 副町長。

●副町長（大沼副町長） まさに、節目年齢ということでやられてしまいますと、しかもなおかつ単年度で、あるいは2年で終わってしまうというようなやり方でやられてしまいますと、その恩恵を受けられない方というのは当然出てきます。そういうことがありまして、実は昨年、札幌市において政策会議と、全道の町村が集まって、政策要望ということがあるわけですが、その際に、厚岸町から、この制度というものは継続すべきものではないのかということで、厚岸町だけではなくて、ちょっと、当時、他の町村も賛同していただいたという経過がありますけれども、何カ所かの道内の町村が厚岸町と同様の意見を申し述べていただきました。国においても、この制度をきちっと継続して、コンクリート化してほしいという要望を上げさせていただいているというのが実態でございます。

ただ、これも、個人的な不満も申し述べさせていただきたいと思いますが、実は、この財源を国が全部見ると言っていたんです、21年度は。ところが、22年度は半分と、はしごを外してきているんですね。そういうような財源的な裏措置もきちっととって、そして恒久的な制度にすべきではないのかということをお願いしているところでございます。それが半分と、それから、22年度についてはそういうふうに面倒見るよという回答を得たと。しかしながら、23年度以降はまだどうなるかわかんないという状況でありますので、厚岸町の条例においても、もうちょっと様子を見る必要があるということで、21年度の後ろに「及び22年度」と、もう1年やらせていただきますよということで、附則の改正をさせていただいているという内容でございます。継続して国に、この制度、この財源の裏づけというものを求めていきたいというふうに考えております。

●議長（南谷議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 厚岸町が非常に積極的な役割を果たしているということを伺って、非常にうれしいわけですがけれども、やはり、健康の問題というのは、1年、2年で解決する問題ではないし、今、副町長がおっしゃったように、年齢で外れてしまう人たちもいるわけですから、ぜひこの制度を恒久的な、制度化した制度に持っていくように、引き続き、費用の問題も含めて、強い働きかけを、すべての自治体が力をあわせてそういう制度に持っていくように努力をしていただきたいと思います。今はやりの事業仕分けであっさり投げ捨てられるようなことになっては困ると思うんですね。そういうことで、それだからこそきちんとした制度化に持っていくというようなことで頑張っていただきたいと思いますけれども、ひとつその辺の決意をお聞かせいただきたいと思いますというふうに思います。

●議長（南谷議員） 副町長。

●副町長（大沼副町長） これは、事務方を通じて調べさせていただいておりますが、全道で179の自治体がある中で、この制度をまだ未実施な自治体が二つしかないということがあります。もうほとんど、9割以上の自治体がこの制度を実施しているという状況であります。したがって、全道の市町村が、昨年、私どもが声を上げさせていただいた内容のことについてはご賛同をいただけるものだというふうに確信をしております。この制度を続けるべきだというふうに、再度、声を上げたいというふうに考えております。

なお、これは去年の議会でもご説明を申し上げますけれども、5年、5年のスパンで節目年齢という制度を、21年度については単年度というのはもう、どう考えても納得のいかない、何かこう、余り個人的な感じを申し上げるのはいかがかと思っておりますけれども、本当にいかがかと思わせるような制度であるというふうに認識をしております。なお継続を要望してまいりたいと、そのように考えております。

（「いいです」の声あり）

●議長（南谷議員） 他にございませんか。

13番、室崎議員。

●室崎議員 今の質問者、答弁者の考え、私も全く同様に、ちょっとしり馬に乗って言わせていただきますので、お許しいただきたい。

それで、今のお話にもう少し数字的な裏打ちを、できたらしていただきたいんですよ。それは、節目年齢、5歳ごとに刻んでも、何割の人がこれで受診すると。そうすると、それによって、ごく初期で発見できるといった場合には、町の持ち出しはどの程度で済むのか。例えば国保会計に対する圧だとかいろんな問題がありますからね。それが、今度全員、節目年齢じゃなく全体においてこういうようなもし制度をつくって行ったときに、それにかかる経費はこのぐらいだけれども、そこでもって早目に発見できることによって重篤にならないで済めば、この程度の負担が軽く済むというようなものは推計ができるんじゃないかと思うんです。

今、それをすぐ出せというわけじゃもちろんありませんけれども、そういうものもつけて、そして、これは、要するに、非常に予防にごくごく近い医療ですよ、検診というのは。決して予防ではないんですけどね、かかってないと出ないですから。だけど一番の予防というのはかからないようにするんで、がんについては、一般質問で15番、石澤議員が言ったように、子宮頸がんの予防注射のようなもの、ワクチンですか、それしかないわけだけれども、そういう検診によって、ごく軽い時期に見つければ、軽い治療で済むわけで、そうすると、私は今ぱっと思いつくのは国保なんだけれども、国保会計における負担はぐんと少なくなるというようなことが、金銭打算だけで言ってもあると思うんです。そういうものをつけて、これはだから必要なんだということをやはり強く言っていただきたい。それで、そういう推計がある程度出たら、議会のほうにも示していただ

きたいと、そのように思いますが、いかがでしょうか。

●議長（南谷議員） 保健介護課長。

●保健介護課長（久保課長） 質問者のほうから、今現在で医療費の推計というのは出ないだろうというお言葉をいただきまして、まさしく、子宮がんにかかった場合の費用が幾らかという数字、今、持ち合わせておりません。ご質問にありました、国保会計の影響も含めて、どういう、がんを予防していくことによってメリットが出てくるのかというものも、私ども、町民課のほうとも連携させていただきながら、出せるものは数字としてお示しできればなというふうに思っておりますので、そんなことをご理解いただきたいと思えます。

21年度、初めて取り組みました5歳刻みの、節目年齢の方々の受診の状況でございますけれども、子宮がんのほうでは対象者が301名に対して70名の受診、23.3%程度、それから、乳がんにつきましては、対象者が387名に対して104名の方が受診をされておりまして、受診率で申し上げますと26.9%程度ということでございます。

随分低いなという感覚でお聞きになったと思うのでありますが、もともとやっております2年に一度の乳がん、子宮がんの受診率で申し上げますと、これは、子宮がんの場合は20歳以上の女性の方を対象にして、もともと2年に一度の検診でございますので、単純に半分の方が対象になりますというようなことをやっておりますし、乳がんにつきましても40歳以上の方を対象にということをやっておりますので、こちらも2年に一度の検診でございます。ですから、対象者の半分の人数を分母にしてということになりますと、子宮がんが15%程度、それから乳がんが16%程度という受診率でございます。そういう意味でいきますと、21年度、無料クーポンの事業でやったことが受診率を高めてきているというのは間違いのない事実でございますので、22年度もこうした傾向で受診者がふえればいいなという思いでおりますので、お話のありました部分につきましては、私どもも数字を把握をするという努力をさせていただきたい。出た際には議会のほうにもお示しをさせていただくということを考えております。

（「結構です」の声あり）

●議長（南谷議員） 他にございませんか。

（なし）

●議長（南谷議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

●議長（南谷議員） 日程第10、議案第58号 厚岸町地域生活支援事業条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

福祉課長。

●福祉課長（松見課長） ただいま上程いただきました議案第58号 厚岸町地域生活支援事業条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由及び内容についてご説明申し上げます。

厚岸町地域生活支援事業条例につきましては、平成18年4月1日施行の障害者自立支援法第77条の規定による地域生活支援事業に係る者のうち、事業の実施に伴う利用者負担の規定を盛り込むものについて、必要な事項を条例に規定、整備を行っているものです。

この条例で規定している利用者負担の額につきましては、障害者自立支援法で規定する障害福祉サービスの利用者負担の額を参考として定めておりますが、平成21年度に行われた良質な人材の確保などを柱としたプラス5.1%の障害福祉サービス報酬改定、平成22年政令第106号、障害者自立支援法施行令及び児童福祉法施行令の一部を改正する政令が本年4月1日公布、同日施行されました。これまで実施してきた利用者負担の軽減措置につきましては、市町村民税非課税の障害者等について、今年4月からは無料などとする規定がされたところであり、現在、厚岸町の条例で規定している地域生活支援事業につきましても同様の負担水準とするために、その整備を図りたいので、本案を提出するものであります。

お手元に配付の厚岸町地域生活支援事業条例の一部を改正する条例新旧対照表をご覧ください。新旧対照表によりましてご説明申し上げます。

第6条第2項第1号に該当する事業は、比較的軽度な障害で、障害程度区分の非該当者に提供するホームヘルプサービスに当たる家事援助を行う生活サポート事業で、1時間当たり150円を197円に改める内容です。

同項第2号に該当する事業は、身体障害者に入浴や食事などのサービスを提供するデイサービス事業で、1日当たり560円を703円に改める内容です。

第6条第3項の規定につきましては、利用者負担に係る負担上限月額を規定している内容となっております。障害者自立支援法施行令第17条第1項各号の内容が改正された政令では、対象者が該当する号番号が異なっておりますので、これに伴う改正も含んでいます。これは、負担上限月額の軽減措置を定めた改正前の政令附則第11条第1項及び第2項の規定が削除されたとともに、政令本則において、市町村民税非課税の障害者等については無料などとしたことによるものとなっております。

まず、第6条第3項第1号の改正は、現行の同条同項第3号を削ることによる文言の整理であります。

なお、現行第3号を削る改正は、改正後の政令第17条第1項第3号に残される対象者

が障害児の保護者でありまして、この条例に該当するサービスがございませんので削るものです。

次に、同条同項第2号は、市町村民税世帯非課税者が該当し、その負担上限月額を2万4,600円と規定しておりますが、同じく改正前の附則第2項第2号で、当分の間は3,000円または1,500円とする規定を設けておりました。前段の概要で説明しましたように、法令の改正とあわせ、改正後の第6条第3項第3号にこの対象者を包含して、負担上限月額をゼロ円とするため、この附則第2項の規定を削るものであります。

改正案第2号は、現行第1号の該当者のうち市町村民税所得割16万円未満の課税世帯が該当し、その負担上限月額は3万7,200円と規定しておりますが、同じく改正前の附則第2項第1号で、当分の間は9,300円と規定するとする規定を設けておりました。前段の概要で説明しましたように、法令の改正とあわせ、負担上限月額を9,300円とし、この附則第2項を削るものであります。

なお、この部分に該当する課税世帯の利用につきましては、負担上限月額に増減はありません。

次に、同条同項第3号は、市町村民税世帯非課税者で、収入等が80万円以下の世帯が該当し、その負担上限月額は1万5,000円と規定しておりますが、同じく改正前の附則第2項第3号で、当分の間は1,500円とする規定を設けておりました。前段の概要で説明しましたように、法令の改正とあわせ、改正後の第6条第3項第3号にこの対象者を包含して、負担上限月額をゼロ円とするため、この附則第2項の規定を削るものであります。

なお、先ほどの説明にもありましたが、現行第3号を削る改正は、改正後の政令第17条第1項第3号に残される対象者が障害児の保護者でありまして、この条例に該当サービスがございませんので削るものです。

第4号は、第3号を削除することにより、号番号を1号繰り上げとする内容です。

次ページは、附則の改正でございます。

附則第2項につきましては、軽減措置としていた内容を本則の第6条第3項の中で整理させていただくこととしておりますので、削除する内容です。

なお、第2項の削除に伴い、第1項の見出し及び項番号を削るものでございます。

議案書の41ページにお戻り願います。

附則でございます。

第1項、この条例は、公布の日から施行し、平成22年4月1日から適用する。ただし、第6条第2項の改正規定は、平成22年7月1日から施行する。

これは、改正により負担上限月額が無料となる市町村民税世帯非課税者については、4月1日に遡及しようとするものです。

なお、ただし書きの第6条第2項の改正規定は、平成22年4月1日から施行しようとするもので、障害福祉サービス報酬改定による単価アップ部分となっております。

第2項は、単価アップ前に利用したサービスに係る利用者負担の軽減措置規定としております。

第3項は、徴収費用の還付の規定であります。改正条例で無料となる部分につきましては、平成22年4月1日に遡及して適用するため、この条例の施行の際、既にサービスを利用した対象者から徴収した費用を還付する規定の整備であります。

なお、生活サポート事業の利用者はおりませんが、デイサービス事業には、いずれも市町村民税世帯非課税者の3名が利用されております。これまでの負担上限月額であります月額1,500円を上限に還付をさせていただくこととしております。

以上、大変雑駁な説明ではありますが、ご審議の上、ご承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

●議長（南谷議員） 質疑を行います。

15番、石澤議員。

●石澤議員 済みません、ちょっとわからなくて聞きたいんですけど。ここの1時間当たり150円が197円、それから1日当たりが560円が703円になるんですけど、これで負担が増えるとか増えないとかということがあるんですか。これ、利用している人がいるのか。済みません。

●議長（南谷議員） 福祉課長。

●福祉課長（松見課長） このたびの改正につきましては、既にこの条例の附則で、これまで経過措置として、本則で定められた額よりも軽減しようという附則がありました。その軽減をさらに無料とするという部分が今回含まれておりまして、実態の利用者としては、現在の厚岸町では、ホームヘルプサービスの利用者はおりません、この事業ですね。それで、もう一方は、身体障害者、デイサービスの3名の方が利用しております。この方たちはいずれも非課税者でありましたので、いずれも無料となる状況でございます。

現在の利用の実態、あるいは相談内容からすると、単価アップによって料金負担が生じるということは、現在のところ私どもの詳細の内容の中には対象者はいないという状況でございます。

（「いいです」の声あり）

●議長（南谷議員） 他にございませんか。

（なし）

●議長（南谷議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

●議長（南谷議員） 日程第11、議案第59号 町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

税財政課長。

●税財政課長（小島課長） ただいま上程いただきました議案第59号 町税条例の一部を改正する条例の制定につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

議案書43ページでございます。

地方税法等の一部を改正する法律が平成22年3月31日に公布され、原則として同年4月1日に施行されたことにより、平成22年10月1日以降に施行を要する町税条例の一部を改正するものでございます。

今回の町税条例の一部改正につきましては、同法の一部を改正する法律の規定中、扶養控除の見直しによる給与所得者の扶養親族申告書の提出を求める規定を創設すること、また、たばこ税の税率の引き上げでございます。このほか所要の関連規定等の整備を行うものでございます。

改正内容の説明につきましては、別紙、お手元に配付の議案第59号説明資料、町税条例の一部を改正する条例新旧対照表及び平成22年度主な税制改正の概要、地方税関係により行いたいと思っております。

なお、資料は逐条で説明することから、改正規定内容の説明が前後いたしますことがあります。ご了承願いたいと存じます。

新旧対照表、1ページからご説明を申し上げます。

町税条例の一部を改正する条例であります。

第12条第2号第3号は、地方税法第321条の8、各項の改正に伴う引用項番号の変更でございます。

次に、2ページにわたりますが、第25条第3項は、地方税法第312条第3項各号の改正に伴う引用番号の変更でございます。

第29条の4の2第1項から第5項は、地方税法の改正により、個人・町民税に係る、いわゆる年少扶養控除が廃止され、所得税法上では、この年少扶養親族の情報を収集しないことから、個人町民税の非課税基準の確認のため、情報収集に関する根拠を規定したものでございます。

具体的には、給与支払者を通じて給与所得者の扶養親族申告書の提出を求めるものでありますが、現在、総務省において、個人住民税の扶養親族申告書については、納税者の事務負担や市町村の申告書作成や配布コストの縮減との観点から、所得税の扶養控除等申告書と統合した様式を作成するよう国税庁と協議を進めているとの通知を受けているところであります。

なお、今回の地方税法の改正による個人町民税の扶養控除等の見直しですが、税制改正の概要2ページをお開きください。

1点目は、子ども手当の対象となる15歳以下の年少扶養親族に係る現行33万円の一般扶養控除の廃止であります。

2点目は、16歳以上22歳以下の特定扶養親族のうち高校無償化の対象となる16歳以上18歳以下の者について、扶養控除の上乗せ部分12万円を廃止し、一般扶養控除が33万円となるものであります。

この適用時期は、平成24年度課税からとなり、括弧内は所得税に係る見直し控除額で、平成23年度分からの適用となります。

なお、今回の扶養控除見直しによる町民税での影響額は、約4,000万円程度と見込んでございます。

新旧対照表3ページにお戻りください。

第29条の4の3第1項から、4ページ、第5項までは、前条と同様に公的年金等受給者の扶養親族申告書の提出を規定したものでございます。

4ページから5ページにわたり、第33条の7第1項から第4項は、地方税法第321条の8、各項の改正に伴う引用項番号の変更でございます。

第33条の9第2項、第3項は、地方税法第321条の8各項の改正に伴う引用項番号の変更でございます。

6ページをお開きください。

第37条第6項は、地方自治法の改正により、地方開発事業団が廃止されることによる文言の整理でございます。

第82条は、たばこ税の税率を1,000本につき3,298円から4,618円に改正するものでございます。

税制改正の概要3ページをお開きください。

今回の改正をたばこ20本入り1箱当たりでご説明いたします。左側が現行、右側が改正案であります。左側下段をごらんください。地方のたばこ税の市町村分は65.96円であったものが92.36円に、26.4円の税率引き上げとなるものでございます。

新旧対照表の7ページへお戻りください。

附則第16条の2第1項は、旧三級品の紙巻きたばこの税率を1,000本につき1,564円から2,190円に引き上げとなるものでございます。20本入り1箱当たりでは、31.28円が43.8円で、12.52円の引き上げとなります。

なお、今回の改正による町たばこ税収入は、値上げ後に約3割、小売店への売り渡し本数が減ると、当初予算並みの税収となると試算しており、国においても、今回の改正により増収とはならないと見込んでいるところであります。

附則第19条の3は、非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置創設に伴い、所得計算の際に他の株式等と区分して計算することを規定したものでございます。

税制改正の概要4ページをごらんください。

その内容は、毎年100万円を上限として、平成24年から26年まで、3年間で最大300万円まで累積投資が可能とし、保有期間は最長10年間で、その間の配当及び譲渡益が非課税となるものであります。

新旧対照表の8ページをお開きください。

附則第1条第1号から第4号までは、改正条項ごとに施行期日を定めてございます。

第1号は、たばこ税の税率の引き上げ及び関連規定改正について、平成22年10月1日

から施行。

第2号は、個人の町民税に係る給与所得者及び公的年金等受給者の扶養親族申告書の提出について、平成23年1月1日から施行。

第3号は、非課税口座内上場株式等の譲渡に係る町民税の特例について、平成25年1月1日から施行。

第4号は、地方自治法の一部を改正する法律により、地方開発事業団が廃止され、固定資産税の納税義務者等から除外されることについて、地方自治法の一部を改正する法律の施行の日から施行としております。

なお、地方自治法の一部を改正する法律につきましては、現在、参議院で可決され、衆議院で閉会中の継続審査となり、未公布のため、法律番号が確定しておりませんので、空白としておりますことを申し添えます。

次に、経過措置でございますが、第2条第1項から、9ページ、第6項まで、町民税に関してでございます。非課税口座内上場株式等の譲渡に係る町民税の特例については、平成25年度以後の年度分の個人の町民税に適用し、それ以外の町民税に関する条項は施行期日と同日から適用し、それ以前のものとは従前の例によるものとしてございます。

第3条は、固定資産税に関する条項を施行期日と同日から適用し、それ以前のものとは従前の例によるものとしてございます。

第4条第1項は、町たばこ税に関する条項を施行期日と同日から適用し、それ以前のものとは従前の例によるものとしてございます。

11ページにわたり、同条第2項から第6項は、町たばこ税の、いわゆる手持ち品課税に関する規定であります。

平成22年10月1日前に小売り販売業者等に売り渡しが行われた製造たばこで10月1日に販売のため2万本以上所持する場合、旧三級品以外の製造たばこは1,000本につき1,320円、旧三級品の製造たばこは1,000本につき626円とし、今回の税率引き上げの差額分相当分を課税するものでございます。

以上で議案第59号の説明を終わらせていただきます。

ご審議の上、ご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

●議長（南谷議員） 本会議を休憩いたします。

午後4時47分休憩

午後4時49分再開

●議長（南谷議員） 本会議を再開いたします。

ここで、会議時間の延長を行います。

本日の会議時間は、議案第61号が終了するまで、あらかじめ会議時間の延長を行います。

●議長（南谷議員） これより、議案第59号の質疑を行います。

ございませんか。

10番、谷口議員。

- 谷口議員 今回の地方税法の改正に伴う条例改正なのですが、結果として、徴収方法が変わること、あるいは個人住民税の扶養控除等が、子ども手当、あるいは高校の無償化等によって、住民負担は、厚岸町の場合、ふえるのか、減るのか、教えていただきたいというふうに考えます。

それから、喫煙者にとっては非常に残念な条例改正かなというふうに思うんですけども、それと同時に、これを機会に喫煙者が相当減るのではないのかということが今、課長の説明にありましたけれど、現在の状況からすると、厚岸町のたばこ税の、横ばいで見ると、減額になりそうなのか。厚岸町は今までも、たばこを値上げしてもこうだったよというようなあたりを推測しながら考えると、まだ上がりますよというふうに見ているのか、その辺について、まず説明をお願いしたいというふうにいたします。

- 議長（南谷議員） 税財政課長。

- 税財政課長（小島課長） まず、ご質問の1点目、今回の税制改正に伴う年少扶養控除と、それから高校生も含めると、その控除が見直しされることにより、子ども手当等を支給されると、その見合いの中で、個人にとってはどうなんだというご質問だというふうに受け取らせていただきましたが、私どものほうでも、ある程度の、どういう状況になるのかという試算をさせていただきます。

これ、一例でありますので、すべてに当てはまるというふうには思わないでいただきたいんですけど、例えば今回の、小学生のお子さんの控除を例にとります。33万円で、もしお2人お子さんがいらっしゃったと仮定しますと、66万円が控除から減ることになります。その他の控除もあるんでしょうけど、この部分だけをとりますと、単純に66万円の町道民税がかかる10%ですから、6万6,000円が町道民税への増となるということでございます。子ども手当を一月1万3,000円とした場合、子供2人で年間31万2,000円が支給されます。ただし、それまで児童手当を支給されていた場合は、2人分で年間12万円が差額として減ることになりますので、子ども手当と児童手当の差し引き分は19万2,000円ふえるという仮の計算をさせていただきます。

そういたしますと、先ほどの控除による見直し、町道民税との増額分と子ども手当の分の差し引きで申し上げますと、12万6,000円が、子供2人、小学生の場合は収入が年間増えるという計算になります。ただし、この中には所得税が入ってございません。所得税は、おおむねの計算でいきますと、3万8,000円がふえる計算になります。その所得税も入れますと、8万8,000円がふえるという試算ができるという状況にあると思います。

それから、たばこ税の関連なのですが、これは非常に難しいことになると思います。と申し上げますのは、今回の税率改正は40%のアップです。今までこれほどまでの税率アップは経験がございません。それと、10月からの課税ですので、多分、それまでに買い置きをなさる方がいらっしゃるんじゃないかなと、9月までですね。そうすると、せっかく税率アップになった10月からの分が、多分、申しわけございません、これは憶測で

すけど、減るんじゃないかと、買う分が。そうすると、10月分の販売された分は11月にわかるんです、我々は。11月の中過ぎになります。1カ月ずれます。そうすると、多分、買い置き分を2カ月から3カ月分されると、10月、11月、12月分ぐらいは平準的な販売の数字をつかむことは非常に難しいなというふうにも思えます。そこで、国でも、税収的に見ると増えないというふうに見ていると、これはかたく見ているという表現がとれると思いますけど、厚岸町の税収につきましても、当初予算のときにある程度試算いたしました。その結果、10月から売り渡し本数が3割減ると、大体、増税分も差し引いて、当初予算並みの、金額で申しますと、今、当初予算は9,784万3,000円を計上させていただいています。この分がある程度確保できるのかなと思います。

なお、ついでに申し上げますと、税率改正がない年も、大体4%から5%分ぐらいは販売本数が減っているという状況にありますことも申し添えさせていただきたいと思えます。なかなか、この見込みについては我々も苦慮するだろうなというふうに思っているところでございます。

●議長（南谷議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 今回の個人住民税の扶養控除等の廃止なんですけど、結果的に、国は控除から給付へということで子ども手当、鳴り物入りであったわけですね。ところが、当初はこの倍額が予定されていたのが半分になって、そのうちに何かだんだん声も小さくなりつつあるような感じではいるんですけど、結果的に今度は控除のほうだけが、給付は減らされる、控除だけがふえてしまうということでは、何のための制度改正なのかということになりかねないというふうに思うんですけど、今回、地方税法が改正されて、結果的に厚岸町として今年度、差し引きのことは先ほど課長のほうから説明がありましたけれど、厚岸町の財政全体に対して増と出てくるのか減と出てくるのか、その辺はどういうふうに見ているんでしょうか。

●議長（南谷議員） 税財政課長。

●税財政課長（小島課長） まず、たばこ税に関しましては、先ほど申し上げましたとおり、プラス・マイナス・ゼロぐらいでいけば、町にとっては実損がないといえますか、財政運営に影響がないという状況になるのかなと思いますが、それ自体は1年間経過してみないと何とも言えないところはご了解いただけたと思います。

それから、子ども手当の創設と、それから、それに伴う税の控除が創設されたことによって財政運営上の収支はどうなるのかということですが、子ども手当の支給に関しましては、基本的には旧制度の児童手当の分の負担分だけが残っていると。子ども手当分は全額国が見るということで当初予算にも計上させていただいてますんで、この支出に係る財源部分についてはプラスマイナスゼロということになろうかと思います。

それから、今回の扶養手当の控除の廃止につきましては、24年度課税からになります。ですから、ことしの22年度と23年度分の町民税のはね返りはございませんので、税制改正の結果、税収になるかどうかというのは24年度からということになると思います。た

だ、現在の試算では、影響額という表現をさせていただきましたが、個人にとっては増税となるわけですから、その額は総額で、現在のところは4,000万円程度というふうに試算しているところでございます。

失礼いたしました。ちょっと訂正させてください。

先ほどの4,000万円は、先ほどの説明でも申し上げましたが、町道民税ですので、道民税は4割、町民税は6割ですんで、そういう計算になりますので、よろしく願いいたします。

(「いいです」の声あり)

●議長（南谷議員） 他にございませんか。

(なし)

●議長（南谷議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

●議長（南谷議員） 日程第12、議案第60号 厚岸町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

●総務課長（佐藤課長） ただいま上程いただきました議案第60号 厚岸町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由のご説明を申し上げます。

議案書は51ページでございます。

今回の改正は、本年3月、厚岸町議会第1回定例会で議決をいただきました厚岸町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（平成22年厚岸町条例第5号）につきまして、本年4月に入り、当該条例改正にかかわる情報が国から示され、当該改正条例について精査等をしたところ、改正内容に一部不足及び不備の部分があったことから、さきの議会の議決により制定した厚岸町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（平成22年厚岸町条例第5号）の一部を改正する条例をこのたび上程させていただくものでございます。

改正の趣旨につきましては、本年3月に提案説明させていただきました趣旨と同様で

ございますが、概要につきましては、配偶者が育児休業をしている職員についても、当該職員が育児休業、育児短時間勤務、育児時間の承認請求、いわゆる部分休業をすることができるようにするものでございます。

主な改正条例の内容につきましては、一つ目としては、さきの議会で議決をいただきました際にご説明申し上げましたが、職員の配偶者が育児休業をしている場合であっても、育児休業、育児短時間勤務及び育児時間の承認の請求、いわゆる部分休業をすることができるよう措置すること。新たに、二つ目として、子の出生の日から一定の期間、産後8週間ですから、56に足す1で57日間になりますが、一定の期間に育児休業を取得した職員については、再度、育児休業をすることができるように措置すること。これらの措置をするため、関係条文をこのたび改正しようとするものでございます。

次に、改正条文の説明をいたします。

説明に当たりましては、別に配付しております議案第60号説明資料、新旧対照表に沿って説明させていただきます。この新旧対照表は、厚岸町職員の育児休業等に関する条例の一部改正する条例（平成22年厚岸町条例第5号）の改正内容が溶け込んだものとして新旧対照表となっておりますことをご了承願いたいと存じます。

資料1 ページをごらんいただきたいと存じます。

第2条の改正につきましては、職員の配偶者の就業の有無や育児休業の取得の有無などの状況にかかわらず、職員は育児休業をすることができることとする改正と、非常勤職員及び臨時的に任用される職員に関する規定の整理でございます。

なお、改正前の第1号の非常勤職員と第2号の臨時的に任用される職員を削る改正については、育児休業法の改正規定の改正により、これらの職員が育児休業等をする事ができないことが同法第2条で直接規定されているところによるものでございます。

新たに追加する第2条の2につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項ただし書きの人事院規則で定める期間を基準とし、条例で定める期間を規定したもので、出生日の1日と産後8週間に当たる56日を足した57日間とするものでございます。

第3条の改正についてでございますが、見出しの改正については、同条各号列記以外の部分の文言をあわせ、その全部を改めるものでございます。

同条第1号の改正については、第5条の改正に伴う規定の整理でございます。

同条第4号の改正につきましては、夫婦が交互に育児休業等をしたかどうかにかかわらず、職員が育児休業等計画書を提出して最初の育児休業をした後、3月以上経過した場合に、再度の育児休業をすることができることとするための文言の整理でございます。

同条第5号の改正については、この出生の日から57日間以内に最初の育児休業をした職員は、特別の事情がない場合であっても再度の育児休業をすることができるよう育児休業法が改正されたことに伴う字句の整理でございます。

第5条につきましては、育児休業している職員の子の職員以外の当該子の親が常態、いわゆるいつもの状態としてその子を養育することができることとなった場合でも、育児休業の取り消しの事由に当たらないものとするため、このための条文の改正でございます。

ここの言い回しがちょっと複雑なものですから、言い直します。夫、A職員という親が、その子、Cという子供を養育、育児休業をしている場合で、その子、Cの親、いわゆるAの妻、Bが養育することとなった場合でも取り消しにならないという条文の改正でございます。

第9条の改正につきましては、職員の配偶者の就業の有無や育児休業の取得の有無などの状況にかかわらず、職員は育児短時間勤務をすることができることとする改正と、非常勤職員及び臨時的に任用される職員に関する規定の整理でございます。

なお、改正前の第1号非常勤職員と第2号臨時的に任用される職員を削る改正については、第2条の改正と同様、育児休業法で直接規定されているところから、この職員が育児休業等を行うことができないとしていることから削るものでございます。

第10条第1号の改正については、第9号の改正に伴う規定の整理、第13条の改正に伴う引用番号の変更及び字句の整理でございます。

同条第4号の改正については、第13条の改正に伴う引用番号の変更でございます。

同条第5号の改正については、夫婦が交互に育児休業等をしたかどうかにかかわらず、職員が育児休業等計画書を提出して最初の育児短時間勤務をした後、三月以上経過した場合に、前回の育児短時間勤務の終了から1年以内であっても育児短時間勤務を行うことができることとするための文言の整理でございます。

第13条の改正につきましては、職員が育児短時間勤務により、子を養育している時間に職員以外の当該子の親がその子を養育することができることとなった場合でも育児短時間勤務の取り消し事由に当たらないこととするため、同条第1号を削るものでございます。

また、第1号を削ったことにより、第2号及び第3号をそれぞれ1号ずつ繰り上げるものでございます。

第7条の改正につきましては、職員の配偶者の就業の有無や育児休業の取得の有無などの状況にかかわらず、職員は部分休業をすることができることとする改正と、非常勤職員及び臨時的に任用される職員に関する規定の整理でございます。

なお、改正前の第1号の非常勤職員と第2号の臨時的に任用される職員を削る改正については、第2条及び第9条の改正と同様、育児休業法の関係規定の改正により、これらの職員が育児休業等を行うことができないことが同法第19条で直接に規定されていることによるものでございます。

第18条の改正については、新たに部分休業の根拠規定を追加するものでございます。

附則第1項の改正については、新たに第2項を追加することによる見出し及び項番号の追加でございます。

附則第2項については、改正条例の施行日前に育児休業等計画書により申し出た再度の育児休業または育児短時間勤務の請求の計画は、施行日以後は、改正後のそれぞれの規定により申し出た計画とみなすことの規定を新たに追加するものでございます。

議案書53ページにお戻り願いたいと存じます。

附則でございます。この条例の施行日でございます。この条例は、公布の日から施行するものとしております。

これは、本年6月30日から施行される厚岸町職員の育児休業等に関する条例の一部を

改正する条例（平成22年厚岸町条例第5号）に、このたびの改正内容を溶け込ませる必要があることから、その方法として、本条例の施行日を公布の日とし、6月30日の前に公布をし、施行しようとするものでございます。

なお、この制度の新設に関する内容につきましては、職員組合との協議において、本年6月18日に合意がされておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上、簡単雑駁な説明であります。ご審議の上、ご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

●議長（南谷議員） これより、質疑を行います。

ございませんか。

（なし）

●議長（南谷議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

●議長（南谷議員） 日程第13、議案第61号 厚岸町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

●総務課長（佐藤課長） ただいま上程いただきました議案第61号 厚岸町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由のご説明を申し上げます。

議案書が54ページになります。

このたびの改正条例につきましては、国と同様、職員の配偶者の就業等の状況にかかわらず、職員は育児のための早出、遅出勤務及び時間外勤務の制限の請求をすることができることとするを主な目的としたもので、昨年8月の人事院の申し出により、関係法律の改正に基づき、町においても同様の措置を講ずることとするものでございます。

次に、改正条文の説明をいたします。

説明に当たりましては、配付しております議案第61号説明資料により行いたいと思います。資料をご参照願います。

第9条第1項の改正については、職員の配偶者の就業の状況にかかわらず、早出・

遅出勤務及び時間外勤務の制限の請求をすることができることとするもので、これらに該当する職員を除く旨の文言を削るものでございます。

第9条第2項の改正につきましては、第1項の改正に伴います読みかえ規定の整理でございませう。

第9条の2の改正についてでありますが、新たに追加する第2項については、3歳に満たない子のある職員が、当該子を養育するために時間外勤務の制限の請求をした場合には、当該職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き時間外勤務をさせてはならないことを規定したものでございませう。

資料1 ページの下段から2 ページにかけての第3項から第5項の改正については、第2項の新設に伴う項番号及び引用規定等の整理でございませう。

議案書の55ページにお戻り願いたいと思ひませう。

附則でございませう。

附則第1項は、この条例の施行期日でございませう。

この条例は、平成22年6月30日から施行するものとし、次に説明する附則第2項の規定について、公布の日から施行するものとしてございませう。

附則第2項の経過措置については、改正条例の施行日に、改正条例の規定による早出・遅出勤務、時間外勤務の制限の請求を行おうとする職員は、施行日前に請求することができることを規定したものでございませう。

なお、この制度の新設に関する内容につきましては、職員組合との協議において6月18日に合意がなされておりますので、ご理解願いたいと存じませう。

以上、簡単雑駁な説明ではございませうが、ご審議の上、ご承認いただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

●議長（南谷議員） これより、質疑を行います。

（な し）

●議長（南谷議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

●議長（南谷議員） 本日の会議はここでとどめ、あすに延会いたします。

ご苦労さまでした。

午後5時19分延会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成22年6月24日

厚岸町議会

議 長

署名議員

署名議員